

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2021年6月14日

【計算期間】 第4期（自 2020年3月24日 至 2021年3月22日）

【ファンド名】 トランコ・ファンド

【発行者名】 TORANOTEC投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 バロック・ステファン・ジャスティン

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
城山トラストタワー27階

【事務連絡者氏名】 柚木 香乃

【連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
城山トラストタワー27階

【電話番号】 03 - 6432 - 0782

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

リスクを抑えることを重視した最適ポートフォリオを構築することにより、安定したリターンの獲得を目指した運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

《商品分類表》

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|---------|--------|-------------------|
| 単位型 | 国 内 | 株 式 |
| | | 債 券 |
| | 海 外 | 不動産投信 |
| | 内 外 | その他資産 () |
| 追加型 | | 資産複合 |

《属性区分表》

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|--|--------------|------------------|------------------|---------------|
| 株式 | 年1回 | グローバル (日本を含む) | | |
| 一般 | 年2回 | 日本 | | |
| 大型株 | 年4回 | 北米 | | |
| 中小型株 | | 欧州 | | |
| 債券 | 年6回 (隔月) | アジア | ファミリー ファンド | あり (適時ヘッジ) |
| 一般 | | オセアニア | | |
| 公債 | | 中南米 | | |
| 社債 | | アフリカ | | |
| その他債券 | 年12回 (毎月) | 中近東 (中東) | ファンド・ オブ・ファンズ | |
| クレジット属性 () | 日々 | エマージング | | |
| 不動産投信 | その他 () | | | なし |
| その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券、不動産 投信、コモディティ、金利等)資 産配分変更型)) | | | | |
| 資産複合 () | | | | |
| 資産配分固定型 | | | | |
| 資産配分変更型 | | | | |

*当ファンドの該当する商品分類および属性区分は上記の表中に網掛け表示しております。

**属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信、コモディティ、金利等)資産配分変更型)）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合））とが異なります。

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投信の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネジメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1) 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

- (1)ブル・ペア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型 / 絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。上記商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧いただけます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <https://www.toushin.or.jp/>

ファンドの特色

1

様々な資産クラスに対してリスクに合わせてバランスの取れた分散投資を行います。

◆ファンドは、マザーファンド^{※1}の受益証券への投資を通じて、実質的に世界各国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものも含みます。）される上場投資信託証券（以下「ETF^{※2}」といいます。）および上場指標連動証券（以下「ETN^{※3}」といいます。）に投資することにより、主として国内外の株式、債券、不動産投資信託（REIT^{※4}）、コモディティ、金利等に投資します。

◆マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

※1 トランコ・マザーファンド¹をいいます。

※2 ETFとは、「Exchange Traded Fund」の略で、金融商品取引所に上場されている投資信託であり、株価指数等の特定の指標に連動する上場商品です。

※3 ETNとは、「Exchange Traded Note」の略で、ETFと同様に、株価指数等の特定の指標に連動する上場商品ですが、ETFとは異なり証券に対する裏付資産を持たないという特徴があります。

※4 REITとは、「Real Estate Investment Trust」の略で、投資者から集めた資金で不動産への投資を行い、そこから得られる賃料収入や不動産の売買益を投資家に分配する商品です。



トランコファンドI・II・IIIのリスク・リターンのイメージ



※当ファンド（小トラ）は、リスクを抑えることを重視した最適ポートフォリオの構築を目指すことから、ポートフォリオに組み入れられる資産は、比較的リスクが低い債券等の割合が高くなる傾向があります。

（注）上図はリスク・リターンのイメージであり、実際とは異なる場合があります。

2

運用手法としては、平均分散アプローチ^{※5}を用いて、リスクを抑えることを重視した最適ポートフォリオを構築します。

※平均分散アプローチ

平均分散アプローチとは、将来のリターンの期待値(平均値)とリスク(リターンの分散)の2つの尺度を用いて、資産選択の決定を行うアプローチ方法をいいます。

運用プロセス

1. 主要投資対象の中から、クオンツ・リサーチ^{※5}に基づいた平均分散アプローチによりモデルポートフォリオを作成します。
2. 上記モデルポートフォリオについて検証・評価を行ったうえで、ポートフォリオを決定します。
3. ポートフォリオについては、クオンツ・リサーチに基づいた平均分散アプローチによる最適化を定期的に行うことにより、必要な場合にはポートフォリオの構成比率をリバランスします。

※5 クオンツ・リサーチとは、一般には数理的手法を用いた計量分析のことを指し、投資戦略や新商品の開発など様々な分野に利用されています。



3

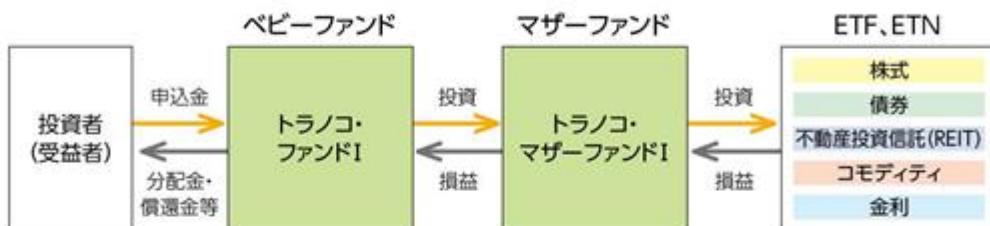
マザーファンドにおいて、原則として、米ドル建ての実質的外貨建資産に対して50%～100%の範囲で、適時、対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

- ◆ 米ドル建て以外の実質的外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。したがって、米ドル建て以外の実質的外貨建資産については、為替変動の影響を受けます。
- ◆ 外国為替予約取引は、ヘッジ目的に限定します。

4

ファミリーファンド方式により、マザーファンドを通じて運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにおいて行う仕組みです。

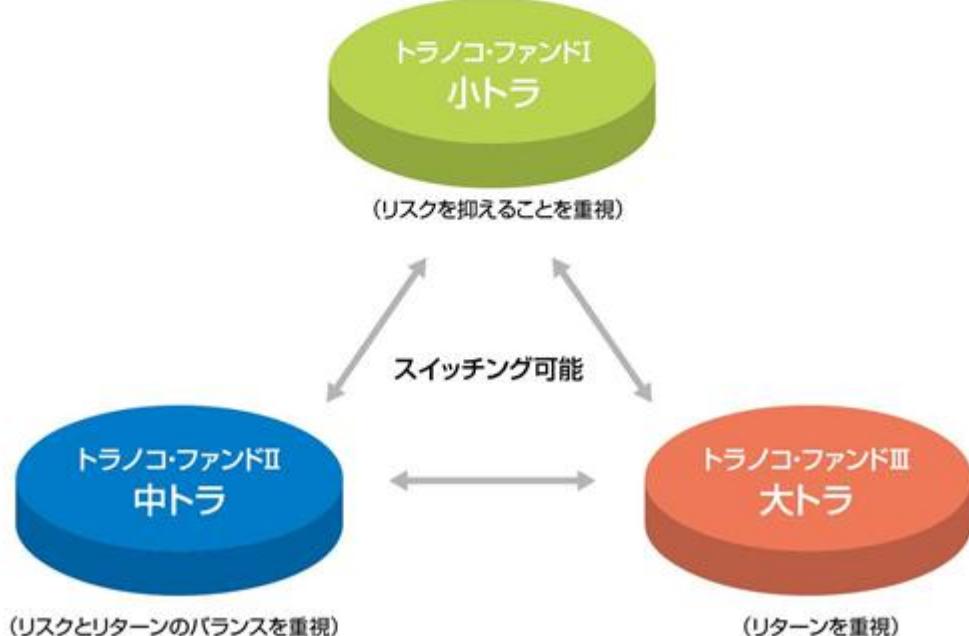


5

他のトラノコ・ファンドとの間でスイッチングができます。

スイッチングとはファンドを切り換えることです。

(注)販売会社によっては、一部のファンド間のみの取扱いとなる場合や、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。なお、スイッチングの際には、換金時と同様の税金がかかる場合があります。



信託金の限度額

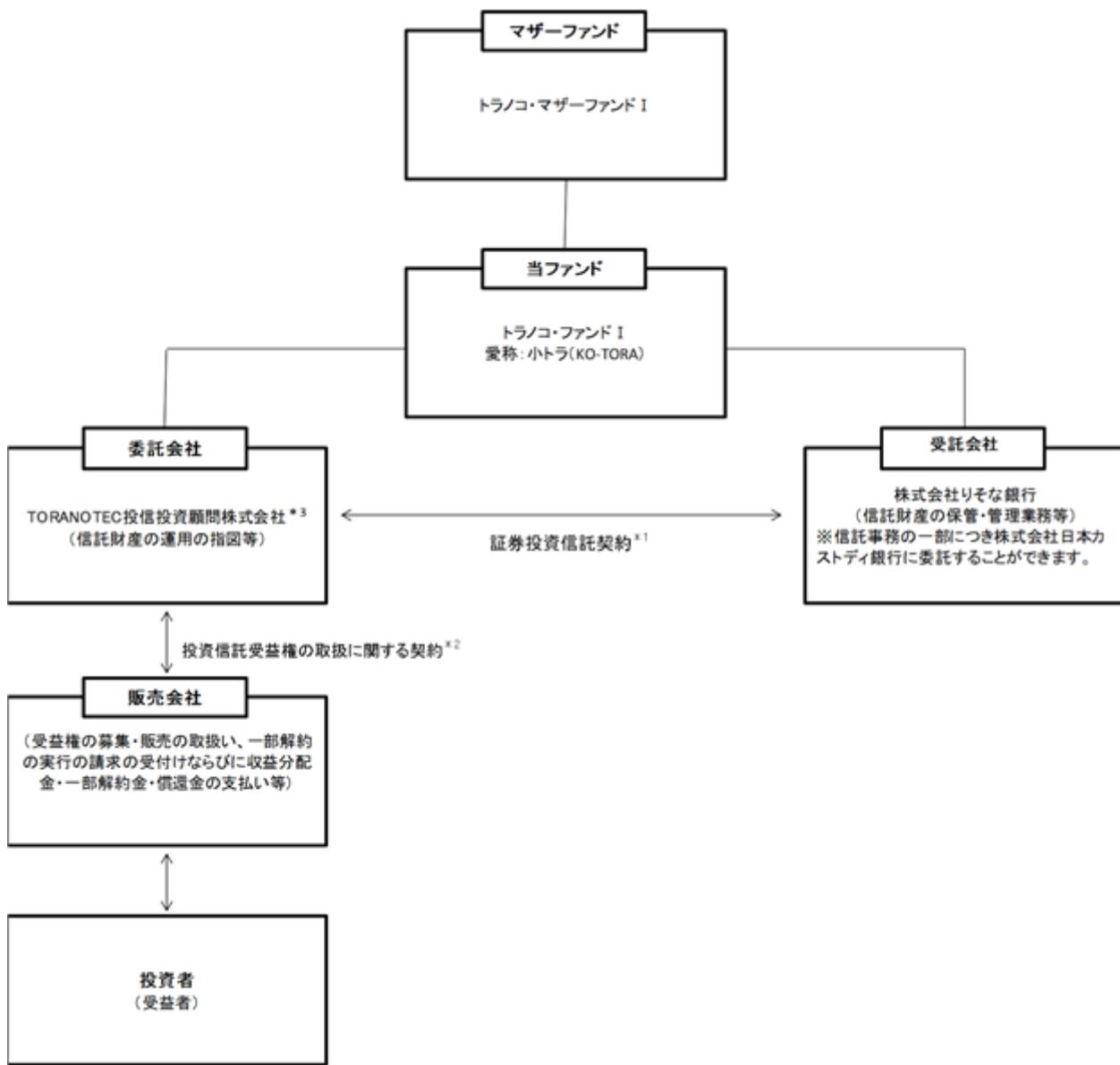
受益権の信託金限度額は、5,000億円です。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成29年4月24日 信託契約締結、当ファンドの設定日・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



*1 証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間において締結しており、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

*2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において締結しており、販売会社が行う受益権の募集販売等の取扱い、収益分配金および償還金の支払い、一部解約の取扱い等を規定しています。

*3 委託会社が自己の発行した「トランコ・ファンド I」の受益権を自らが募集するため、TORANOTECH投信投資顧問株式会社は販売会社としての役割も有しております。

委託会社の概況（2021年4月末日現在）

・資本金の額

資本金の額 5億9,430万円

・委託会社の沿革

| | |
|----------|------------------------------|
| 平成10年7月 | クオンティス投資顧問株式会社を設立 |
| 平成10年9月 | 投資顧問業の登録 |
| 平成12年6月 | 投資一任契約に係る業務の認可を取得 |
| 平成15年8月 | 商号をプライマリー・アセット・マネジメント株式会社に変更 |
| 平成17年7月 | 商号をファンドクリエーション投資顧問株式会社に変更 |
| 平成17年9月 | 商号をファンドクリエーション投信投資顧問株式会社に変更 |
| 平成17年10月 | 投資信託委託業に係る業務の認可を取得 |
| 平成19年9月 | 金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録 |
| 平成22年4月 | 商号をばんせい投信投資顧問株式会社に変更 |
| 平成28年12月 | 商号をTORANOTEC投信投資顧問株式会社に変更 |

・大株主の状況

| 名称 | 住所 | 所有株式数 | 比率 |
|---------------|---------------------------------|---------|---------|
| TORANOTEC株式会社 | 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー27階 | 23,372株 | 100.00% |

2 【投資方針】

（1）【投資方針】

基本方針

リスクを抑えることを重視した最適ポートフォリオを構築することにより、安定したリターンの獲得を目指した運用を行います。

運用の方法

〔1〕主要投資対象

この投資信託は、トラノコ・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

〔2〕投資態度

a. マザーファンドの受益証券への投資を通じて、実質的に世界各国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）される上場投資信託証券（以下「ETF」といいます。）および上場指標連動証券（以下「ETN」といいます。）に投資することにより、主として国内外の株式、債券、不動産投資信託（REIT）、コモディティ、金利等に投資します。

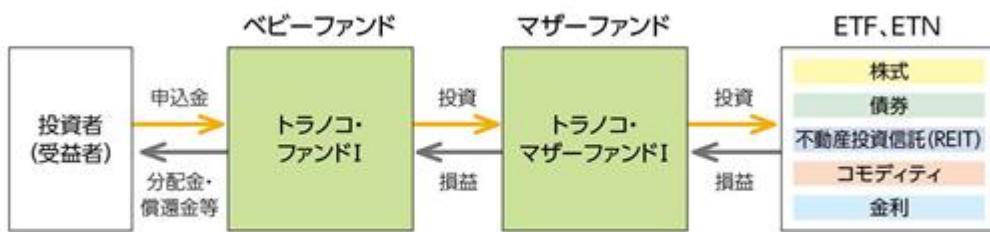
b. マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

c. マザーファンドにおいて、原則として、米ドル建ての実質的外貨建資産に対して50%～100%の範囲で、適時、対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

d. 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

[3] 運用の形態

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにおいて行う仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際のコストはかかりません。また、マザーファンドの運用収益はすべてベビーファンドに還元されます。また、新たなベビーファンドを設定し、マザーファンドの受益証券へ投資することがあります。



(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

[1] 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- a. 有価証券（金融商品取引法第2条第1項および同第2項に定めるものをいいます。）
- b. 金銭債権
- c. 約束手形（a. に掲げるものに該当するものを除きます。）

[2] 次に掲げる特定資産以外の資産

- a. 為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

[1] 委託会社は、信託金を、主としてTORANOTEC投信投資顧問株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結された親投資信託であるトラノコ・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. 株券または新株引受権証書
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人が発行する債券
- e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- i. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- j. コマーシャル・ペーパー
- k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- m. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- n. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- p. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- q. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- r. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- s. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- t. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- u. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、aの証券または証書ならびにlおよびpの証券または証書のうちaの証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、bからfまでの証券ならびにnのうち投資法人債券ならびにlおよびpの証券または証書のうちbからfまでの証券の性質を有するを以下「公社債」といい、mおよびnの証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

〔2〕委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形
- e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

〔3〕上記〔1〕の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（参考）マザーファンドの概要

トラノコ・マザーファンド 運用の基本方針

約款第16条の規定に基づき、委託者の別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

リスクを抑えることを重視した最適ポートフォリオを構築することにより、安定したリターンの獲得を目指した運用を行います。

2. 運用の方法

（1）投資対象

主として世界各国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）される上場投資信託証券（以下「ETF」といいます。）および上場指標連動証券（以下「ETN」といいます。）への投資を通じて、国内外の株式、債券、不動産投資信託（REIT）、コモディティ、金利等に投資します。なお、債券等に直接投資することもあります。

（2）投資態度

主としてETFおよびETNへの投資を通じて、国内外の株式、債券、不動産投資信託（REIT）、コモディティ、金利等を対象とした様々な資産クラスに対してリスクに合わせてバランスの取れた分散投資を行います。

投資する資産クラスや銘柄の選定については、平均分散アプローチを用いて、運用の基本方針に沿った最適ポートフォリオを構築します。

ポートフォリオについては、クオンツ・リサーチに基づいた平均分散アプローチによる最適化を定期的に行うことにより、必要な場合にはポートフォリオの構成比率をリバランスします。

原則として、米ドル建ての実質的外貨建資産に対して50%～100%の範囲で、適時、対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。その他の外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

ETFおよびETNへの投資割合は制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

デリバティブの直接利用は行いません。

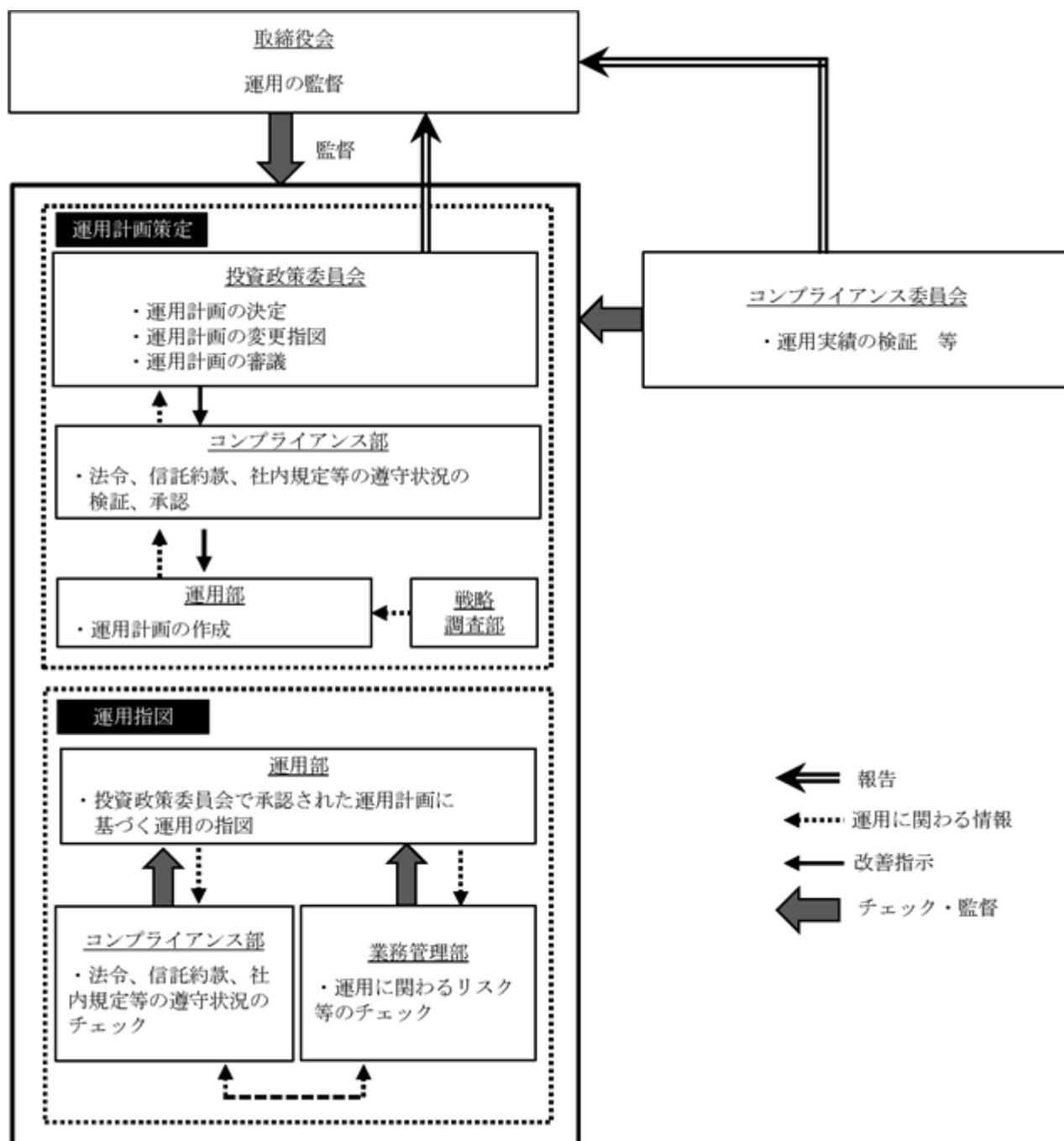
外国為替予約取引は、ヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制

当ファンドの運用は、委託会社によって行われ、委託会社の運用体制は以下の通りです。



運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

運用の流れ

〔1〕運用計画策定

a. 投資銘柄の決定

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

当ファンドは、マザーファンドの受益証券への投資を通じて、実質的に世界各国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されるE T F およびE T N に投資することにより、主として国内外の株式、債券、不動産投資信託（R E I T ）、コモディティ、金利等に投資を行います。主要投資対象の中から、クオンツ・リサーチに基づいた平均分散アプローチによりモデルポートフォリオを作成し、検証・評価を行ったうえで、ポートフォリオを決定します。また、ポートフォリオについては、クオンツ・リサーチに基づいた平均分散アプローチによる最適化を定期的に行うことにより、必要な場合にはポートフォリオの構成比率をリバランスします。

b. 運用計画の決定プロセス

運用会議において、運用担当者は市場環境について討議を行い、戦略調査部による報告を含めた様々な情報を得ます。運用会議を経て、運用計画は、運用担当者が起案し、コンプライアンス部へ提出します。コンプライアンス部は、法令規制および信託約款ならびに社内規程等への適合性を検証します。運用計画の内容について法令諸規則等への適合性が確認できない場合は、委託会社の運用担当者に対して当該運用計画を差戻し、変更指図します。変更指図を受けた運用担当者は、運用方針、法令、信託約款等を確認し、再度運用計画を起案し、コンプライアンス部に提出します。運用部は、コンプライアンス部の確認がなされた運用計画を、投資政策委員会に提出します。取締役会の監督の下、投資政策委員会において運用計画を審議、承認のうえ運用が執行されます。運用の執行においては、法令、信託約款、社内規程等の遵守状況について、業務管理部、コンプライアンス部がチェックを行います。

〔2〕運用指図

投資政策委員会で審議された運用計画をもとに、運用担当者が売買を指図します。

〔3〕リスク管理および運用成果のチェック

委託会社の運用に関わるリスクおよび法令遵守の状況を委託会社の業務管理部が日々チェックしており、コンプライアンス部、および運用担当者に報告しています。また、運用成果のチェックは投資政策委員会が定期的に行います。

運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として「投資運用規程」があり、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

（4）【分配方針】

毎決算時（毎年3月20日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、委託会社が、信託財産の成長に資することを目的に、上記 の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案し決定します。従って、必ず分配を行うものではありません。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドの決算日

毎年3月20日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

（5）【投資制限】

信託約款で定める投資制限

E T F および E T N への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの直接利用は行いません。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなつた場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

投資する株式等の範囲

- 〔1〕委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 〔2〕〔1〕の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

同一銘柄の株式等への投資制限

- 〔1〕委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の上場投資信託証券および上場指標連動証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時に流動性が低下している場合を除きます）な指標連動証券をいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該上場投資信託証券および上場指標連動証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、当該上場投資信託証券および上場指標連動証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポートジャーがルックスルーラーできる場合に該当しないときは、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- 〔2〕〔1〕において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該同一銘柄の上場投資信託証券および上場指標連動証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

信用取引の指図範囲

- 〔1〕委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 〔2〕〔1〕の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けに係る建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 〔3〕〔2〕において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 〔4〕委託会社は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差入れることの指図をすることができるものとします。

有価証券の貸付けの指図および範囲

- 〔1〕委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- 〔2〕〔1〕a.、b.およびc.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 〔3〕委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図および範囲

- 〔1〕委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 〔2〕〔1〕の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 〔3〕信託財産の一部解約等の事由により、〔2〕の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借り入れの指図および範囲

- 〔1〕委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- 〔2〕〔1〕の指図は、当該借り入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 〔3〕信託財産の一部解約等の事由により、〔2〕の借り入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 〔4〕〔1〕の借り入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図

- 〔1〕委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 〔2〕〔1〕の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 〔3〕〔2〕の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会の規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金の借入れ

- 〔1〕委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 〔2〕一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 〔3〕収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 〔4〕借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令等による投資制限

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に關し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしてはならないものとされています。

同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のa.の数がb.の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

- a. その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数

- b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

信用リスク集中回避（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、運用財産に關し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行うことをしてはならないものとされています。

3【投資リスク】

《基準価額の変動要因》

当ファンドは、マザーファンドの受益証券への投資を通じて、実質的に世界各国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されるETFおよびETNに投資することにより、主として国内外の株式、債券、不動産投資信託（REIT）、コモディティ、金利等に投資します。これらの当ファンドの投資対象の値動きは当ファンドの基準価額に影響を与えます。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドは預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて証券会社以外の販売会社を通じてご購入される場合には、投資者保護基金の対象とはなりません。投資者の皆様は、当ファンドの内容・リスク等を十分ご理解のうえお申込みください。

当ファンドの基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

価格変動リスク

当ファンドは、マザーファンドの受益証券への投資を通じて、実質的に世界各国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されるETFおよびETNに投資することにより、主として国内外の株式、債券、不動産投資信託（REIT）、コモディティ、金利等に投資します。これらの資産クラスの価格は、国内外の政治・経済情勢や発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。これを受けたETFおよびETNの価格も変動することから、当ファンドの基準価額も変動します。

ETFへの投資に伴うリスク

ETFは、基準価額が、対象指数に連動または反対方向に連動するように運用されますが、その運用にあたっては、有価証券の組入コストが生じることなどから、対象指数と基準価額の値動きが一致しない場合があります。また、ETFの取引は、対象指数と基準価額の水準等を参考になれるものですが、ETFの市場価格は市場の需給状況によっても変動するため、ETFの価格が対象指数の値動きから乖離する場合があります。

ETNへの投資に伴うリスク

ETNはETFと異なり裏付けとなる資産を保有せず、発行体となる金融機関の信用力を背景として発行される証券であることから、発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、ETNの価格が下落する又は無価値となる可能性があり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

金利変動リスク

当ファンドは、マザーファンドの受益証券への投資を通じて投資するETFおよびETNを通じて、またはマザーファンドの受益証券への投資を通じて債券等に投資する場合があります。債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、当ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関する格付け等の違い、残存期間の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

為替変動リスク

当ファンドはマザーファンドの受益証券への投資を通じてETFおよびETNに投資することにより、実質的には米ドル建資産を中心として、投資環境に応じて様々な外貨建資産へ投資を行います。マザーファンドにおいて、原則として米ドル建ての実質的外貨建資産に対して50%～100%の範囲で、適時、対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、他の実質的外貨建資産については、為替変動の影響を受けます。なお、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図る場合においても、常に100%の比率で為替ヘッジを行うわけではないため、為替変動の影響を受けることとなります。したがって、当ファンドの基準価額は、当該外貨建資産の通貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けることがあります。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。従って、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。また、円金利が米ドルの金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

信用リスク

信用リスクとは、当ファンドが、マザーファンドの受益証券を通じてE T F およびE T Nに投資することにより、実質的に投資する公社債および短期金融商品等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債およびコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。さらに、当該発行体が企業の場合には、その企業の株価が下落する要因となります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

カントリー・リスク

カントリー・リスクとは、投資先となっている国（地域）の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、または混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産の価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいいます。当ファンドの実質的な投資先となっている国（地域）がこうした状態に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドがマザーファンドの受益証券を通じて投資しようとするE T F やE T Nの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性の低いE T F やE T Nを売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

ファミリーファンド方式による留意点

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のファンド（ベビーファンド）に追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて組入有価証券の売買等が行われた場合には、その売買による組入有価証券の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

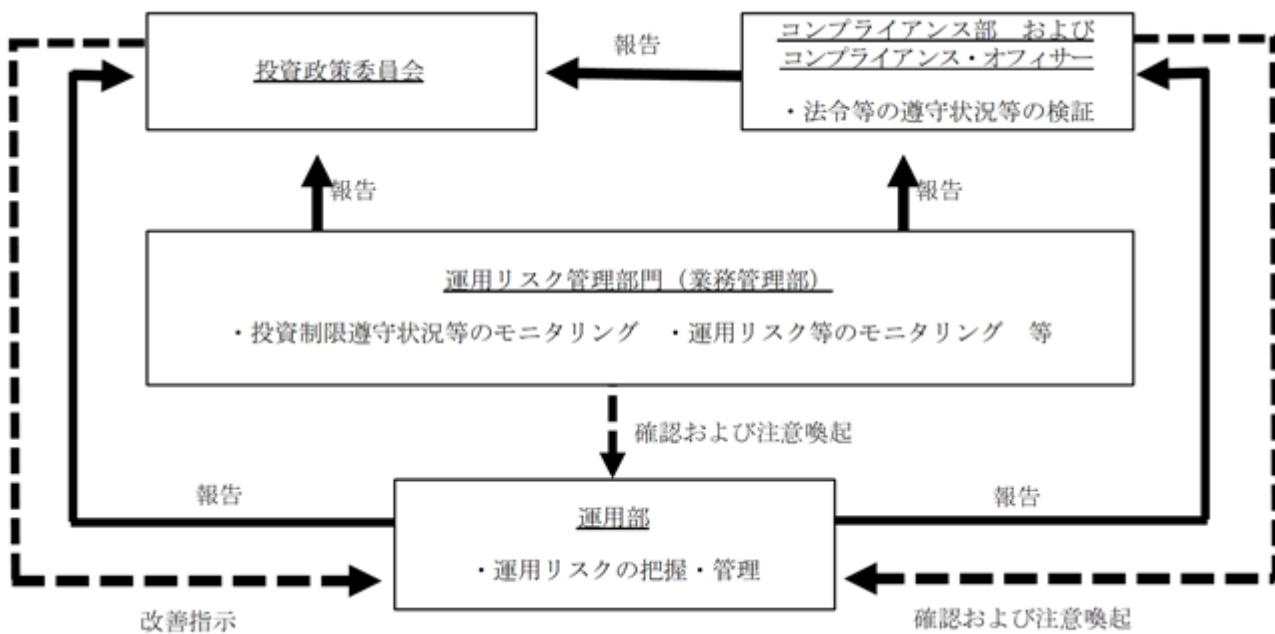
< その他の留意点 >

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

収益分配金に関する留意事項

- [1] 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- [2] 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。
- [3] 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

《リスク管理体制》
運用上のリスク管理



委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用部、業務管理部、コンプライアンス部およびコンプライアンス・オフィサーならびに投資政策委員会等が直接的または間接的に運用状況のモニタリングを通じて運用リスクの管理を行います。

- (1) 委託会社の業務管理部にて、運用リスク管理を行い、定期的に運用リスク状況を投資政策委員会に報告します。
- (2) 委託会社の業務管理部は、運用リスク等のモニタリングを行い、その結果をコンプライアンス部、コンプライアンス・オフィサーおよび運用担当者に報告します。業務管理部は、状況に応じて運用部に内容の確認を行います。確認の結果、当ファンドの商品性に合致しないリスクが存在すると認められた場合は、運用部に対し注意喚起を行い、委託会社の投資政策委員会において報告を行います。
- (3) (2)による投資政策委員会への報告が行われた場合、投資政策委員会は、速やかに対応策を決定し、改善指示を行います。

上記リスク管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

ご参考情報

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※分配を行っていないため、分配金再投資基準価額は表示しておりません。

※グラフ右上の期間の5年間の基準価額の推移を表示したものです。

※年間騰落率は上記期間の各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

※ファンドは運用期間が5年末満のため、設定来の推移を表示しています。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンド(2018年4月～2021年4月)

代表的な資産クラス(2016年5月～2021年4月)



※上記グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値について表示したものです。なお、ファンドと代表的な資産クラスのデータの期間が異なりますので、ご留意ください。

出所:Bloombergのデータを基にTORANOTE C投信投資顧問作成

※各資産クラスの指標

日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株……ダウ・ジョーンズ先進国市場インデックス(円ベース)
新興国株……ダウ・ジョーンズ新興国市場インデックス(円ベース)
日本国債……NOMURA-BPI国債
先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債……FTSE新興国市場米ドル建てソブリン債券インデックス(円ベース)

- 東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの指値値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。東京証券取引所はTOPIXの算出もしくは公表方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- ダウ・ジョーンズ先進国市場インデックスとは、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスが開発した株価指数で、世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスに帰属します。
- ダウ・ジョーンズ新興国市場インデックスとは、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスが開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスに帰属します。
- NOMURA-BPI 国債とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI 国債は野村證券株式会社の知的財産であり、ファンドの運用成績に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。
- FTSE世界国債インデックスとは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- FTSE新興国市場米ドル建てソブリン債券インデックスとは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4 【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込手数料はありません。

なお、収益分配金を再投資する場合についても申込手数料はかかりません。

また、スイッチングによるお申込みの場合についても、申込手数料はかかりません。ただし、解約と同様の税金がかかる場合がありますので、ご留意ください。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（2）【換金（解約）手数料】

当ファンドの換金（解約）に係る手数料はありません。

ただし、販売会社において、出金手数料300円（税込み）を徴収する場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、日々の当ファンドの純資産総額に年0.33%（税抜0.30%）の率を乗じて得た額とします。当ファンドの信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、信託報酬率の配分は以下のとおりとします。

| 支払先 | 年率 | 役務の内容 |
|------|-----------------|---|
| 委託会社 | 0.275%（税抜0.25%） | ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出等、運用報告書等各種書類の作成と交付、取引口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等 |
| 受託会社 | 0.055%（税抜0.05%） | ファンド財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等 |

<投資対象とする投資信託>

当ファンドがマザーファンドの受益証券への投資を通じて投資するE T FおよびE T Nの報酬および費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。これらの投資に伴う報酬および費用等の合計額、その上限額、計算方法等は、運用状況、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（4）【その他の手数料等】

信託財産留保額はありません。

その他の費用・手数料として、以下の費用等が当ファンドから支払われます。

当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用

借入有価証券に係る品貸料

外貨建資産の保管費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

投資信託財産に関する租税

上記の他、信託事務の処理等に要する諸費用

受託会社の立替えた立替金の利息

受益権の管理事務に関する費用

1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用

2. 有価証券届出書、有価証券報告書、投資信託約款、目論見書、運用報告書等法定提出書類の作成、印刷、提出および交付に係る費用

3. 販売用資料の作成、印刷および交付に係る費用
4. 当ファンドの受益者に対する公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更費用または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
5. 当ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記 の諸費用の支払を当ファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.11%（税抜0.1%）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、信託財産中より受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模を考慮して、隨時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記 の諸費用は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。係る諸費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了の時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

- * 上記 ないし の費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。
- * 上記の ないし の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用等を除きます。）については、ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果としてファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

当ファンドの費用の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

[収益分配金に関する課税]

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金に対して20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除は適用されません。）のいずれかを選択することもできます。

[換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税]

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行われます。

《譲渡損失と収益分配金との間の損益通算の特例について》

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告により上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」及び未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得、譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用には、専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除。
なお、法人の益金不算入制度の適用はありません。

換金（解約）時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、販売会社の買取りによるご換金の場合は、税金の取扱いが異なる場合があります。買取りによるご換金については、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

- 〔1〕追加型株式投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。
- 〔2〕受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。（「元本払戻金（特別分配金）」については、「 分配金の課税について」をご参照下さい。）

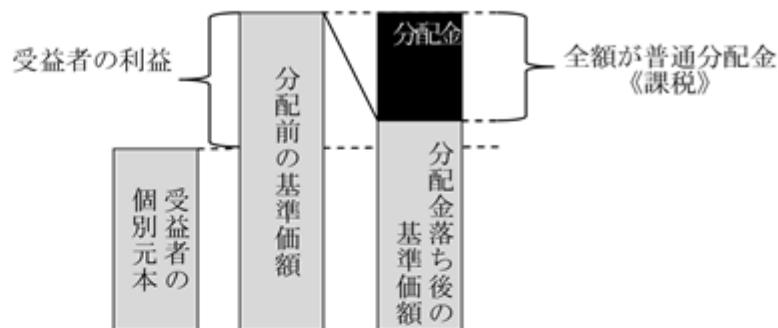
分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

＜イメージ図＞

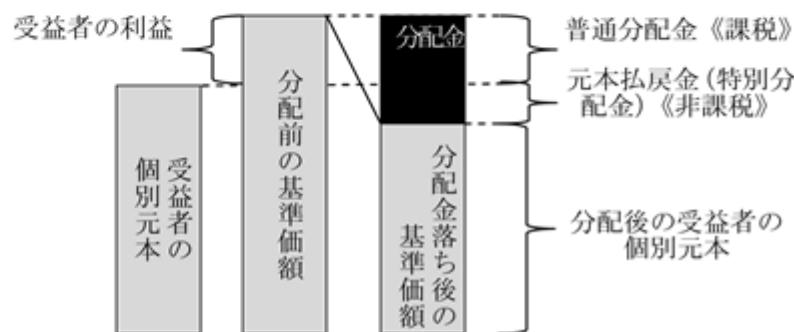
（〔1〕の場合）

〔1〕分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。



（〔2〕の場合）

〔2〕分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。



外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2021年4月末日現在のものですので、税法が改正された場合等は、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家などにご確認されることをお勧めいたします。

5 【運用状況】

以下は2021年4月末日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【トラノコ・ファンド】

(1) 【投資状況】

| 資産の種類 | 国 / 地域 | 時価合計 (円) | 投資比率 (%) |
|---------------------|--------|-------------|------------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 121,348,554 | 96.47 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 4,427,446 | 3.52 |
| 合計(純資産総額) | | 125,776,000 | 100.00 |

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

| 順位 | 国 / 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量又は 額面総額 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|--------|---------------|--------------|--------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 1 | 日本 | 親投資信託 受益証券 | トラノコ・マザーファンド | 105,925,763 | 1.1293 | 119,622,751 | 1.1456 | 121,348,554 | 96.48 |

ロ. 種類別投資比率

| 種類 | 投資比率 (%) |
|-----------|------------|
| 親投資信託受益証券 | 96.48 |
| 合計 | 96.48 |

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

| 期別 | 純資産総額(円) | | 1口当たり純資産額(円) | |
|-----------------------|-------------|-------------|--------------|--------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第1計算期間末 (2018年 3月20日) | 4,479,285 | 4,479,285 | 1.0010 | 1.0010 |
| 第2計算期間末 (2019年 3月20日) | 17,058,350 | 17,058,350 | 1.0147 | 1.0147 |
| 第3計算期間末 (2020年 3月23日) | 55,860,455 | 55,860,455 | 0.9239 | 0.9239 |
| 第4計算期間末 (2021年 3月22日) | 122,682,143 | 122,682,143 | 1.1084 | 1.1084 |
| 2020年 4月末日 | 70,789,018 | | 1.0249 | |
| 5月末日 | 80,871,988 | | 1.0485 | |
| 6月末日 | 84,093,488 | | 1.0527 | |
| 7月末日 | 90,054,186 | | 1.0691 | |
| 8月末日 | 98,416,911 | | 1.0847 | |
| 9月末日 | 100,659,580 | | 1.0767 | |
| 10月末日 | 107,732,549 | | 1.0676 | |
| 11月末日 | 114,106,643 | | 1.0953 | |
| 12月末日 | 117,335,526 | | 1.1080 | |
| 2021年 1月末日 | 114,733,348 | | 1.1073 | |
| 2月末日 | 116,007,106 | | 1.0981 | |
| 3月末日 | 121,384,578 | | 1.1106 | |
| 4月末日 | 125,776,000 | | 1.1237 | |

【分配の推移】

| 期 | 計算期間 | 1口当たりの分配金(円) |
|---------|-------------------------|--------------|
| 第1計算期間末 | 2017年 4月24日～2018年 3月20日 | 0.0000 |
| 第2計算期間末 | 2018年 3月21日～2019年 3月20日 | 0.0000 |
| 第3計算期間末 | 2019年 3月21日～2020年 3月23日 | 0.0000 |
| 第4計算期間末 | 2020年 3月24日～2021年 3月22日 | 0.0000 |

【收益率の推移】

| 期 | 計算期間 | 收益率(%) |
|---------|-------------------------|--------|
| 第1計算期間末 | 2017年 4月24日～2018年 3月20日 | 0.1 |
| 第2計算期間末 | 2018年 3月21日～2019年 3月20日 | 1.4 |
| 第3計算期間末 | 2019年 3月21日～2020年 3月23日 | 8.9 |
| 第4計算期間末 | 2020年 3月24日～2021年 3月22日 | 20.0 |

(注)各計算期間の收益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

| 期 | 計算期間 | 設定口数（口） | 解約口数（口） | 発行済み口数（口） |
|---------|-------------------------|-------------|------------|-------------|
| 第1計算期間末 | 2017年 4月24日～2018年 3月20日 | 7,749,693 | 3,275,052 | 4,474,641 |
| 第2計算期間末 | 2018年 3月21日～2019年 3月20日 | 21,764,667 | 9,428,719 | 16,810,589 |
| 第3計算期間末 | 2019年 3月21日～2020年 3月23日 | 89,504,082 | 45,855,005 | 60,459,666 |
| 第4計算期間末 | 2020年 3月24日～2021年 3月22日 | 138,420,961 | 88,197,174 | 110,683,453 |

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

トラノコ・マザーファンド

投資状況

| 資産の種類 | 国 / 地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|--------|-------------|---------|
| 投資信託受益証券 | 日本 | 12,068,940 | 9.94 |
| | アメリカ | 108,189,700 | 89.15 |
| | 小計 | 120,258,640 | 99.10 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 1,085,323 | 0.89 |
| 合計(純資産総額) | | 121,343,963 | 100.00 |

その他の資産の投資状況

| 資産の種類 | 建別 | 国 / 地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|--------|----|--------|------------|---------|
| 為替予約取引 | 売建 | | 96,768,134 | 79.74 |

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

| 順位 | 国 / 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量又は額面総額 | 帳簿価額単価(円) | 帳簿価額金額(円) | 評価額単価(円) | 評価額金額(円) | 投資比率(%) |
|----|--------|----------|--|----------|-----------|------------|-----------|------------|---------|
| 1 | アメリカ | 投資信託受益証券 | Vanguard Short-Term Corporate Bond ETF | 2,663 | 8,968.83 | 23,884,004 | 9,008.51 | 23,989,665 | 19.77 |
| 2 | アメリカ | 投資信託受益証券 | VANGUARD TOTAL INTL BOND ETF | 3,845 | 6,218.07 | 23,908,510 | 6,201.38 | 23,844,325 | 19.65 |
| 3 | アメリカ | 投資信託受益証券 | ISHARES CORE U.S. AGGREGATE | 1,832 | 12,366.33 | 22,655,133 | 12,458.32 | 22,823,650 | 18.81 |
| 4 | アメリカ | 投資信託受益証券 | VANGUARD S&P 500 ETF | 317 | 39,130.92 | 12,404,503 | 42,060.05 | 13,333,036 | 10.99 |
| 5 | 日本 | 投資信託受益証券 | TOPIX連動型上場投資信託 | 3,760 | 2,072 | 7,793,724 | 1,993 | 7,493,680 | 6.18 |
| 6 | アメリカ | 投資信託受益証券 | SCHWAB U.S. TIPS ETF | 1,072 | 6,628.25 | 7,105,493 | 6,748.21 | 7,234,085 | 5.96 |
| 7 | アメリカ | 投資信託受益証券 | ISHARES GOLD TRUST | 3,329 | 1,809.38 | 6,023,451 | 1,840.91 | 6,128,413 | 5.05 |
| 8 | アメリカ | 投資信託受益証券 | ISHARES JP MORGAN USD EMERGI | 500 | 11,905.67 | 5,952,836 | 12,071.62 | 6,035,811 | 4.97 |
| 9 | 日本 | 投資信託受益証券 | NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信 | 2,060 | 2,120 | 4,367,200 | 2,221 | 4,575,260 | 3.77 |
| 10 | アメリカ | 投資信託受益証券 | VANGUARD FTSE EUROPE ETF | 507 | 6,885.46 | 3,490,930 | 7,299.39 | 3,700,795 | 3.05 |
| 11 | アメリカ | 投資信託受益証券 | VANGUARD GLOBAL EX-US REAL ESTATE ETF | 175 | 6,097.89 | 1,067,132 | 6,285.25 | 1,099,920 | 0.91 |

口.種類別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 99.11 |
| 合計 | 99.11 |

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

| 資産の種類 | 通貨 | 買建 / 売建 | 数量 | 帳簿価額 (円) | 評価額 (円) | 投資比率 (%) |
|--------|----|---------|------------|-------------|------------|-------------|
| 為替予約取引 | ドル | 売建 | 888,500.00 | 97,404,033 | 96,768,134 | 79.74 |

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(参考情報)

運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
最新の運用実績は、表紙に記載のTORANOTECH投信のホームページでご確認いただけます。

基準価額・純資産の推移 (2017年4月24日～2021年4月30日)



※基準価額はファンド1万口当りの金額です。

※基準価額は信託報酬控除後です。

分配の推移

| | | |
|-----|-----------|----|
| 第1期 | 2018/3/20 | 0円 |
| 第2期 | 2019/3/20 | 0円 |
| 第3期 | 2020/3/23 | 0円 |
| 第4期 | 2021/3/22 | 0円 |
| 設定 | 来累計 | 0円 |

※分配金は、1万口当り、税引き前の値を記載しています。

主要な資産の状況(マザーファンド)

投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する割合です。

資産別構成

| 資産の種類 | 国/地域 | 投資比率(%) |
|------------------|------|---------|
| 投資信託受益証券 | 日本 | 9.95 |
| | アメリカ | 89.16 |
| | 小計 | 99.11 |
| 現金・その他の資産(負債控除後) | - | 0.89 |
| 合計(純資産総額) | | 100.00 |

資産配分

| 資産分類 | 投資比率(%) |
|--------|---------|
| 債券 | 70.4 |
| 株式 | 20.2 |
| コモディティ | 5.1 |
| REIT | 4.7 |
| 現金等 | -0.4 |

組入上位銘柄

| 順位 | 発行体の国/地域 | 銘柄名 | 通貨 | 投資比率(%) |
|----|----------|--|----|---------|
| 1 | アメリカ | Vanguard Short-Term Corporate Bond ETF | ドル | 19.77 |
| 2 | アメリカ | VANGUARD TOTAL INTL BOND ETF | ドル | 19.65 |
| 3 | アメリカ | ISHARES CORE U.S. AGGREGATE | ドル | 18.81 |
| 4 | アメリカ | VANGUARD S&P 500 ETF | ドル | 10.99 |
| 5 | 日本 | TOPIX連動型上場投資信託 | 円 | 6.18 |
| 6 | アメリカ | SCHWAB U.S. TIPS ETF | ドル | 5.96 |
| 7 | アメリカ | ISHARES GOLD TRUST | ドル | 5.05 |
| 8 | アメリカ | SHARES JP MORGAN USD EMERGI | ドル | 4.97 |
| 9 | 日本 | NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信 | 円 | 3.77 |
| 10 | アメリカ | VANGUARD FTSE EUROPE ETF | ドル | 3.05 |

その他資産の投資状況

| 資産の種類 | 投資比率(%) |
|------------|---------|
| 為替予約取引(売建) | △79.74 |

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

年間收益率の推移



※2017年は設定日4月24日から12月末までの收益率を表示しています。

※2021年は年初から4月末までの收益率を表示しております。

※当ファンドにベンチマーク(運用する際の基準となる指標)はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行われます。取得申込みの受付については、原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。ただし、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、取得申込みができません（申込不可日については、委託会社照会先または販売会社にてご確認いただけます。）。当ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、委託会社照会先までお問い合わせください。

委託会社照会先

TORANOTEC投信投資顧問株式会社
TORANOTEC投信お問合わせ窓口
電話番号 03-6432 0782
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
ホームページ
<https://www.toranotecasset.com/>

申込受付時間は、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

販売の単位は、販売会社が定める単位（当初元本1口=1円）をもって、取得の申込みに応じることができます。なお、販売会社によっては、「積立投資契約」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込みの単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社または委託会社の指定する販売会社は、受益権の取得申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を中止すること、および既に受けた取得申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付を取り消す場合があります。

<申込手数料>

ありません。

スイッチングによるお申込みの場合についても、申込手数料はかかりません。ただし、解約と同様の税金がかかる場合がありますので、ご留意ください。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合には申込手数料は課されないものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2 【換金（解約）手続等】

(1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、1口を最低単位として販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。また、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、換金の申込みができません（申込不可日については、申込（販売）手続き同様、委託会社照会先または販売会社にてご確認いただけます。）。

また、当ファンドの信託財産の資金管理を円滑に行うため、委託会社は、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2) 委託会社は、(1)の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

(3) 一部解約の価額は、一部解約の実行請求受付日の翌営業日の基準価額とします。信託財産留保金はありません。

(4) 受益者が(1)の一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(5) 一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、6営業日目以降の販売会社の定める日より販売会社でお支払いします。

(6) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

(7) 上記により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして上記(3)の規定に準じて計算された価額とします。

一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または委託会社照会先にお問い合わせください。

換金の費用や税金については「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」もご参照ください。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および約款第25条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会の規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

なお、基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または委託会社照会先にお問い合わせください。

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問合せいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、原則として受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

投資信託契約締結日から無期限です（平成29年4月24日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年3月21日から翌年3月20日までとします。

なお、上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、下記「(5)その他 当ファンドの繰上償還条項」等による信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

当ファンドの繰上償還条項

委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

信託期間の終了

〔1〕委託会社は、上記「当ファンドの繰上償還条項」にしたがい信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。

この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- 〔2〕上記〔1〕の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 〔3〕上記〔1〕の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 〔4〕上記〔1〕から〔3〕までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記〔1〕から〔3〕までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。
- 〔5〕委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- 〔6〕委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。
ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記「投資信託約款の変更等」の〔4〕の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

投資信託約款の変更等

- 〔1〕委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「投資信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- 〔2〕委託会社は、上記〔1〕の事項（上記〔1〕の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 〔3〕上記〔2〕の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 〔4〕上記〔2〕の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 〔5〕書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 〔6〕上記〔2〕から〔5〕までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 〔7〕上記〔1〕から〔6〕までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

運用報告書

当ファンドについて、委託会社は、当ファンドの決算後および償還後に、交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- 〔1〕委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- 〔2〕委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- 〔1〕受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記「投資信託約款の変更等」にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- 〔2〕委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.toranotecasset.com/>

2. 前1.の電子公告による公告をすることのできない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間において締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から毎計算期間の末日ににおいて振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

上記の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に支払います。この場合、委託者を除く販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。委託者は、委託者自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金をこの信託の取得申込金として受益者ごとに当該収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該再投資に係る売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が、収益分配金については、上記に記載する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2)一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社において受益者に支払います。

(3)償還金請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をすると引換に、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

第3【ファンドの経理状況】

（1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（2020年3月24日から2021年3月22日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【トラノコ・ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第3期 2020年 3月23日現在 | 第4期 2021年 3月22日現在 |
|-----------------|----------------------|----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 2,482,724 | 5,025,517 |
| 親投資信託受益証券 | 55,108,105 | 118,622,751 |
| 未収入金 | 2,000,000 | - |
| 流動資産合計 | 59,590,829 | 123,648,268 |
| 資産合計 | 59,590,829 | 123,648,268 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 3,623,570 | 721,058 |
| 未払受託者報酬 | 13,309 | 30,583 |
| 未払委託者報酬 | 66,819 | 153,240 |
| 未払利息 | 6 | 12 |
| その他未払費用 | 26,670 | 61,232 |
| 流動負債合計 | 3,730,374 | 966,125 |
| 負債合計 | 3,730,374 | 966,125 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 60,459,666 | 110,683,453 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 4,599,211 | 11,998,690 |
| (分配準備積立金) | 762,850 | 3,992,027 |
| 元本等合計 | 55,860,455 | 122,682,143 |
| 純資産合計 | 55,860,455 | 122,682,143 |
| 負債純資産合計 | 59,590,829 | 123,648,268 |

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位 : 円)

| | 第3期 自 2019年 3月21日 至 2020年 3月23日 | 第4期 自 2020年 3月24日 至 2021年 3月22日 |
|---|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | 6,744,901 | 13,944,646 |
| 営業収益合計 | 6,744,901 | 13,944,646 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 927 | 1,914 |
| 受託者報酬 | 19,869 | 53,358 |
| 委託者報酬 | 99,942 | 267,405 |
| その他費用 | 39,866 | 106,841 |
| 営業費用合計 | 160,604 | 429,518 |
| 営業利益又は営業損失() | 6,905,505 | 13,515,128 |
| 経常利益又は経常損失() | 6,905,505 | 13,515,128 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 6,905,505 | 13,515,128 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() | 176,730 | 7,059,350 |
| 期首剩余金又は期首次損金() | 247,761 | 4,599,211 |
| 剩余金増加額又は欠損金減少額 | 3,462,847 | 10,142,123 |
| 当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額 | - | 14,281 |
| 当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額 | 3,462,847 | 10,127,842 |
| 剩余金減少額又は欠損金増加額 | 1,581,044 | - |
| 当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額 | 1,581,044 | - |
| 当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額 | - | - |
| 分配金 | - | - |
| 期末剩余金又は期末欠損金() | 4,599,211 | 11,998,690 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|----------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 |
| 2. 収益及び費用の計上基準 | 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年3月20日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間および当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は2020年3月24日から2021年3月22日までとなっております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 第3期 2020年 3月23日現在 | 第4期 2021年 3月22日現在 |
|--|---|--|
| 1. 投資信託財産に係る元本の状況 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額 | 16,810,589円 89,504,082円 45,855,005円 | 60,459,666円 138,420,961円 88,197,174円 |
| 2. 計算期間の末日における受益権の総数 | 60,459,666口 | 110,683,453口 |
| 3. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 | 4,599,211円 | - |
| 4. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) | 0.9239円 (9,239円) | 1.1084円 (11,084円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第3期 自 2019年 3月21日 至 2020年 3月23日 | 第4期 自 2020年 3月24日 至 2021年 3月22日 |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 分配金の計算過程 | 分配金の計算過程 |
| A 費用控除後の配当等収益額 679,055円 | A 費用控除後の配当等収益額 1,478,577円 |
| B 費用控除後・繰越欠損金補填後の 0円 | B 費用控除後・繰越欠損金補填後の 2,230,613円 |
| 有価証券等損益額 | 有価証券等損益額 |
| C 収益調整金額 1,655,610円 | C 収益調整金額 8,006,663円 |
| D 分配準備積立金額 83,795円 | D 分配準備積立金額 282,837円 |
| E 当ファンドの分配対象収益額 2,418,460円 | E 当ファンドの分配対象収益額 11,998,690円 |
| F 当ファンドの期末残存口数 60,459,666口 | F 当ファンドの期末残存口数 110,683,453口 |
| G 10,000口当たり収益分配対象額 399円 | G 10,000口当たり収益分配対象額 1,084円 |
| H 10,000口当たり分配金額 0円 | H 10,000口当たり分配金額 0円 |
| I 収益分配金金額 0円 | I 収益分配金金額 0円 |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 第3期 自 2019年 3月21日 至 2020年 3月23日 | 第4期 自 2020年 3月24日 至 2021年 3月22日 |
|---------------------|--|---------------------------------------|
| 1 . 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | 同左 |
| 2 . 金融商品の内容及びリスク | 当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、当ファンドは親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等に投資しております。 当該金融商品は、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。 | 同左 |
| 3 . 金融商品に係るリスクの管理体制 | 取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用部門、管理部門、コンプライアンス部門ならびに投資政策委員会等が直接的または間接的に運用状況のモニタリングを通じて運用リスクの管理を行っております。 市場リスク 資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスク 組み入れ銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定する事などにより分析しております。 | 同左 |

金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 第3期 2020年 3月23日現在 | 第4期 2021年 3月22日現在 |
|----------------------------|---|----------------------|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。 | 同左 |
| 2. 時価の算定方法 | 親投資信託受益証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。 | 同左 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

(有価証券に関する注記)

第3期(自 2019年 3月21日 至 2020年 3月23日)

売買目的有価証券

(単位：円)

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----------|-------------------|
| 親投資信託受益証券 | 6,420,935 |
| 合計 | 6,420,935 |

第4期(自 2020年 3月24日 至 2021年 3月22日)

売買目的有価証券

(単位：円)

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----------|-------------------|
| 親投資信託受益証券 | 13,037,221 |
| 合計 | 13,037,221 |

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位 : 円)

| 種 類 | 銘 柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|-----------|--------------|-------------|-------------|----|
| 親投資信託受益証券 | トラノコ・マザーファンド | 105,050,258 | 118,622,751 | |
| | 合計 | 105,050,258 | 118,622,751 | |

(注1)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「トラノコ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。なお、同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「トラノコ・マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

| | (単位:円) | |
|----------------|-------------------|--------------------|
| | 2020年 3月23日現在 | 2021年 3月22日現在 |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 268,852 | 103,998 |
| コール・ローン | 2,522,123 | 922,139 |
| 投資信託受益証券 | 56,609,265 | 117,351,440 |
| 派生商品評価勘定 | - | 212,402 |
| 未収配当金 | 19,392 | 36,852 |
| 流動資産合計 | 59,419,632 | 118,626,831 |
| 資産合計 | 59,419,632 | 118,626,831 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | 2,310,529 | - |
| 未払解約金 | 2,000,000 | - |
| 未払利息 | 6 | 2 |
| 流動負債合計 | 4,310,535 | 2 |
| 負債合計 | 4,310,535 | 2 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 58,907,649 | 105,050,258 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金() | 3,798,552 | 13,576,571 |
| 元本等合計 | 55,109,097 | 118,626,829 |
| 純資産合計 | 55,109,097 | 118,626,829 |
| 負債純資産合計 | 59,419,632 | 118,626,831 |

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|-----------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における計算日の最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 為替予約取引 為替予約の評価は、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。 |
| 3. 収益及び費用の計上基準 | 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。 |
| 4. その他 | 外貨建取引等の処理基準「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。 |

（貸借対照表に関する注記）

| 項目 | 2020年 3月23日現在 | 2021年 3月22日現在 |
|----------------------------------|---------------------|----------------------|
| 1. 投資信託財産に係る元本の状況 | | |
| 本書における開示対象ファンドの期首 | 2019年 3月21日 | 2020年 3月24日 |
| 同期首元本額 | 16,117,147円 | 58,907,649円 |
| 同期中追加設定元本額 | 51,931,799円 | 55,227,655円 |
| 同期中一部解約元本額 | 9,141,297円 | 9,085,046円 |
| 元本の内訳 | | |
| トラノコ・ファンド | 58,907,649円 | 105,050,258円 |
| 合計 | 58,907,649円 | 105,050,258円 |
| 2. 計算期間の末日における受益権の総数 | 58,907,649口 | 105,050,258口 |
| 3. 元本の欠損 | | |
| 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 | 3,798,552円 | - |
| 4. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) | 0.9355円 (9,355円) | 1.1292円 (11,292円) |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 自 2019年 3月21日 至 2020年 3月23日 | 自 2020年 3月24日 至 2021年 3月22日 |
|---------------------|--|--------------------------------|
| 1 . 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としてあります。 | 同左 |
| 2 . 金融商品の内容及びリスク | 当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、投資信託受益証券であります。また、当ファンドが投資しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。 当該金融商品は、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。 | 同左 |
| 3 . 金融商品に係るリスクの管理体制 | 取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用部門、管理部門、コンプライアンス部門ならびに投資政策委員会等が直接的または間接的に運用状況のモニタリングを通じて運用リスクの管理を行っております。 市場リスク 資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスク 組み入れ銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定する事などにより分析しております。 | 同左 |

金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 2020年 3月23日現在 | 2021年 3月22日現在 |
|----------------------------|--|---------------|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているため、その差額はありません。 | 同左 |
| 2. 時価の算定方法 | 投資信託受益証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 デリバティブ取引 重要な会計方針に係る事項に関する注記「デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。 | 同左 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

(有価証券に関する注記)

(自 2019年 3月21日 至 2020年 3月23日)

売買目的有価証券

(単位:円)

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|----------|-------------------|
| 投資信託受益証券 | 6,866,603 |
| 合計 | 6,866,603 |

(自 2020年 3月24日 至 2021年 3月22日)

売買目的有価証券

(単位:円)

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|----------|-------------------|
| 投資信託受益証券 | 10,018,647 |
| 合計 | 10,018,647 |

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(2020年 3月23日現在)

(単位:円)

| 区分 | 種類 | 契約額等 | 時価 | 評価損益 |
|---------------|----|------------|-------|------------|
| | | | うち1年超 | |
| 市場取引以外の為替予約取引 | 売建 | 41,397,792 | 0 | 43,708,321 |
| | | 41,397,792 | 0 | 43,708,321 |
| | 合計 | 41,397,792 | 0 | 43,708,321 |

(2021年 3月22日現在)

(単位:円)

| 区分 | 種類 | 契約額等 | 時価 | 評価損益 |
|---------------|----|------------|-------|------------|
| | | | うち1年超 | |
| 市場取引以外の為替予約取引 | 売建 | 94,983,737 | 0 | 94,771,335 |
| | | 94,983,737 | 0 | 94,771,335 |
| | 合計 | 94,983,737 | 0 | 94,771,335 |

時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- 当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 通貨 | 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 | |
|-----------|----------|--|--------|------------------------------|----|--|
| 日本円 | 投資信託受益証券 | TOPIX連動型上場投資信託 | 3,700 | 7,670,100 | | |
| | | NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信 | 2,130 | 4,515,600 | | |
| 日本円合計 | | | 5,830 | 12,185,700 | | |
| アメリカ・ドル | 投資信託受益証券 | ISHARES CORE U.S. AGGREGATE | 1,800 | 204,318.00 | | |
| | | ISHARES GOLD TRUST | 3,273 | 54,364.53 | | |
| | | ISHARES JP MORGAN USD EMERGI | 496 | 54,207.84 | | |
| | | SCHWAB U.S. TIPS ETF | 1,054 | 64,125.36 | | |
| | | VANGUARD FTSE EUROPE ETF | 507 | 32,047.47 | | |
| | | VANGUARD GLOBAL EX-US REAL ESTATE ETF | 175 | 9,796.50 | | |
| | | VANGUARD S&P 500 ETF | 324 | 116,390.52 | | |
| | | Vanguard Short-Term Corporate Bond ETF | 2,615 | 215,292.95 | | |
| | | VANGUARD TOTAL INTL BOND ETF | 3,768 | 215,077.44 | | |
| アメリカ・ドル合計 | | | 14,012 | 965,620.61 (105,165,740) | | |
| 合計 | | | | 117,351,440 (105,165,740) | | |

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

| 種類 | 銘柄数 | 組入投資信託 受益証券 時価比率 | 合計金額に 対する比率 |
|---------|--------------|------------------------|----------------|
| アメリカ・ドル | 投資信託受益証券 9銘柄 | 100.0% | 100.0% |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

以下は2021年4月30日現在の現況であります。

【トラノコ・ファンド】

【純資産額計算書】

| | |
|----------------|--------------|
| 資産総額 | 126,229,743円 |
| 負債総額 | 453,743円 |
| 純資産総額（ - ） | 125,776,000円 |
| 発行済口数 | 111,932,029口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1.1237円 |
| (1万口当たり純資産額) | (11,237円) |

(参考)

トラノコ・マザーファンド

純資産額計算書

| | |
|----------------|--------------|
| 資産総額 | 218,747,996円 |
| 負債総額 | 97,404,033円 |
| 純資産総額（ - ） | 121,343,963円 |
| 発行済口数 | 105,925,763口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1.1456円 |
| (1万口当たり純資産額) | (11,456円) |

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換の事務等

該当事項はありません。

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を継承するものが存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（4）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

（7）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額(2021年4月末日現在)

| | |
|-------------|-----------|
| 現在の資本金の額 | 5億9,430万円 |
| 会社が発行する株式総数 | 100,000株 |
| 発行済株式総数 | 23,372株 |

最近5年間における主な資本金の額の増減は以下の通りです。

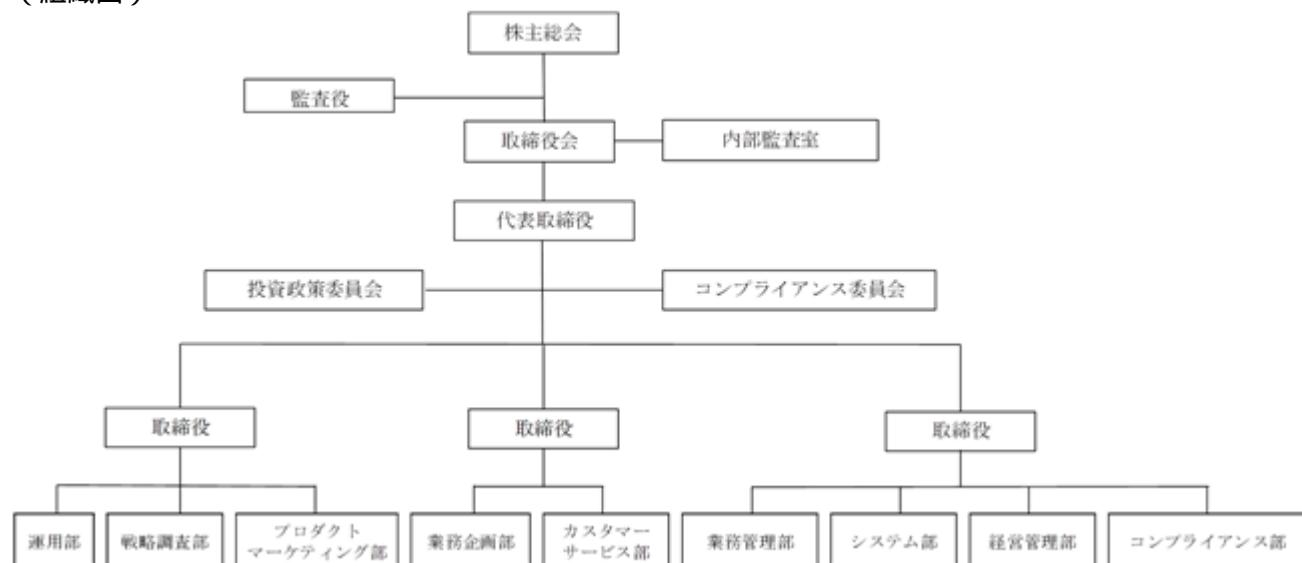
2016年 7月21日 資本金 582百万円に増資

2016年10月28日 資本金 594.3百万円に増資

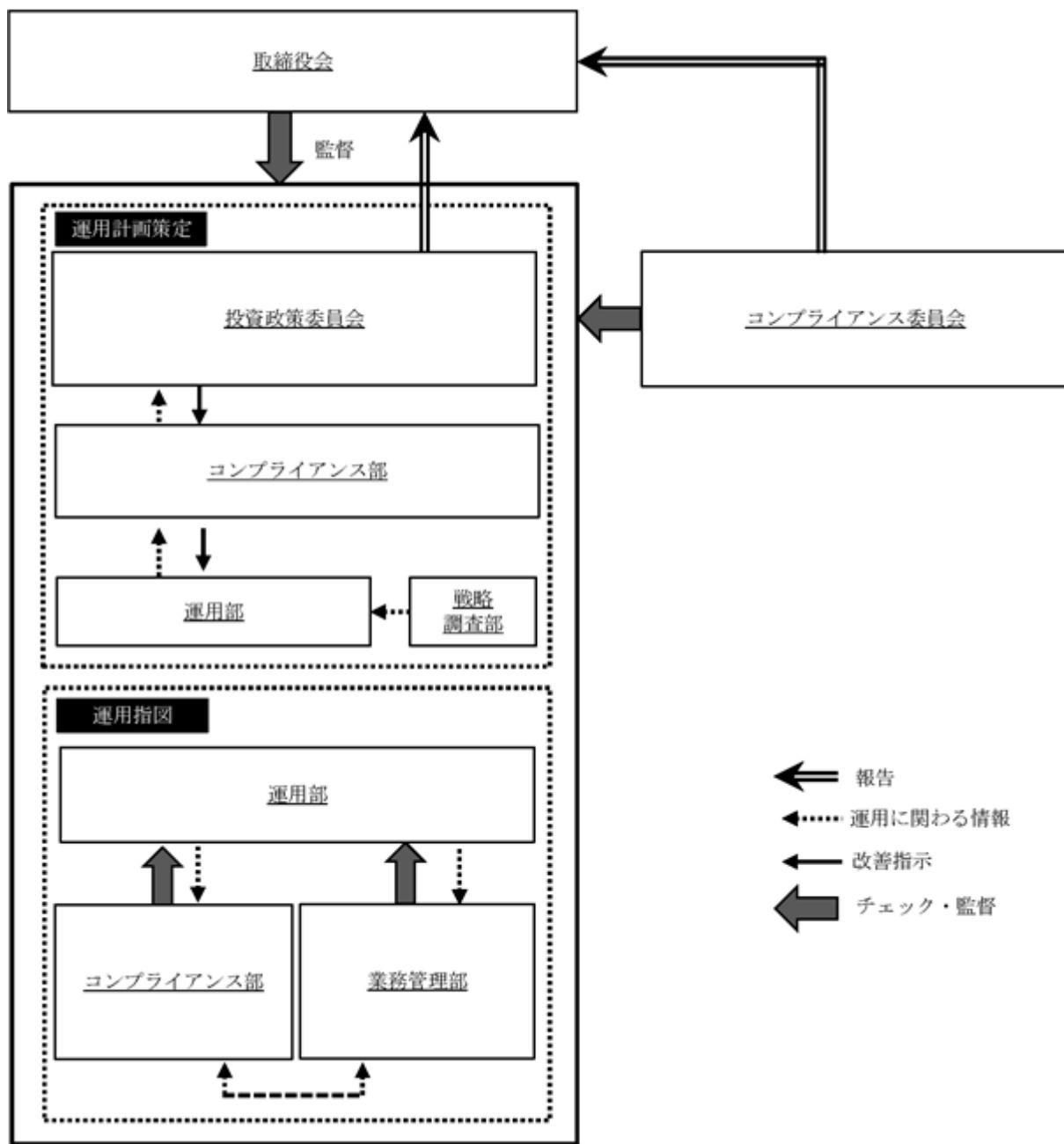
(2) 委託会社の機構(本書提出日現在)

会社の意思決定機構

取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、当会社の業務に関する重要事項を決定します。
(組織図)



投資運用の意思決定機構



(取締役会)

- ・「投資政策委員会」および「コンプライアンス委員会」からの運用に関する報告を受け、また必要に応じ各部より報告を聴取して運用全体を管理監督いたします。

(投資政策委員会)

- ・代表取締役社長に加え、運用部門担当取締役、業務管理部門担当取締役、コンプライアンス部門担当取締役、運用部長、業務管理部長、コンプライアンス部長、プロダクトマーケティング部長により構成されます。
- ・運用担当者が作成し、コンプライアンス部が確認した運用計画および決算・配当政策ならびに運用実績を審議し、決定します。

(コンプライアンス委員会)

- ・各ファンドの運用実績（パフォーマンス）について、パフォーマンスの要因分析等を通じて、何らかの問題点や改善すべき点がないかどうか、検証します。

(コンプライアンス部)

- ・運用部より提出された運用計画等を審議し、法令諸規則等の適合性を確認します。

(運用部)

- ・投資政策委員会において審議し決定された運用計画の実行およびモニタリングをします。
- ・運用報告書を作成します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務、第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社が運用する証券投資信託は2021年4月末日現在、次の通りです。ただし、親投資信託を除きます。

| 種類 | 本数 | 純資産総額 [百万円] |
|-----------|----|---------------|
| 追加型株式投資信託 | 4 | 2,942 |
| 単位型株式投資信託 | 5 | 6,046 |
| 合計 | 9 | 8,988 |

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるT O R A N O T E C 投信投資顧問株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。
また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2 第1項に基づき、第22期事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
また、第23期事業年度に係る中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)の中間財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

| 区分 | 注記番号 | 前事業年度 (2019年3月31日) | | 当事業年度 (2020年3月31日) | |
|-----------|------|-----------------------|---------|-----------------------|---------|
| | | 金額(千円) | | 金額(千円) | |
| (資産の部) | | | | | |
| 流動資産 | | | | | |
| 現金及び預金 | | | 34,023 | | 57,758 |
| 直販顧客分別金信託 | | | 2,052 | | 3,950 |
| 未収委託者報酬 | | | 5,572 | | 15,849 |
| 未収収益 | | | 2,193 | | 2,498 |
| 前払費用 | | | 3,050 | | 4,946 |
| 立替金 | 1 | | 5,074 | | 1,776 |
| 未収消費税等 | | | 18,626 | | 38,918 |
| 預け金 | | | 4,595 | | 21,364 |
| その他 | 1 | | 4,262 | | 2,317 |
| 流動資産計 | | | 79,451 | | 149,380 |
| 固定資産 | | | | | |
| 有形固定資産 | | | | | |
| 建物 | | 11,046 | | 11,046 | |
| 減価償却累計額 | | 1,565 | | 2,317 | |
| 減損損失累計額 | | | 9,480 | 8,729 | |
| 工具、器具及び備品 | | 6,777 | | 2,973 | |
| 減価償却累計額 | | 6,298 | | 2,456 | |
| 減損損失累計額 | | | 478 | 516 | |
| リース資産 | | 3,724 | | 3,724 | |
| 減価償却累計額 | | 1,489 | | 2,234 | |
| 減損損失累計額 | | | 2,234 | 1,489 | |
| 有形固定資産計 | | | 12,194 | | |
| 無形固定資産 | | | | | |
| ソフトウェア | | | 25,725 | | |
| 無形固定資産計 | | | 25,725 | | |
| 投資その他の資産 | | | | | |
| 敷金 | | | 27,290 | | 27,290 |
| 差入保証金 | | | 1,250 | | 1,250 |
| 投資その他の資産計 | | | 28,540 | | 28,540 |
| 固定資産計 | | | 66,459 | | 28,540 |
| 資産合計 | | | 145,910 | | 177,921 |

| | | 前事業年度 (2019年3月31日) | | 当事業年度 (2020年3月31日) | |
|----------|----------|-----------------------|---------|-----------------------|---------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(千円) | | 金額(千円) | |
| (負債の部) | | | | | |
| 流動負債 | | | | | |
| 預り金 | | | 6,750 | | 9,370 |
| 未払金 | | | 2,892 | | 7,931 |
| 未払手数料 | | | 53,624 | | 63,006 |
| その他未払金 | 1 | | 1,901 | | 1,740 |
| 未払費用 | | | 804 | | 804 |
| リース債務 | | | 2,784 | | 3,033 |
| 未払法人税等 | | | 4,266 | | 6,319 |
| 賞与引当金 | | | | | |
| 流動負債計 | | 73,024 | | | 92,206 |
| 固定負債 | | | | | |
| リース債務 | | | 1,608 | | 804 |
| 繰延税金負債 | | | 1,099 | | 1,014 |
| 退職給付引当金 | | | 2,409 | | 4,540 |
| 資産除去債務 | | | 4,175 | | 4,175 |
| 固定負債計 | | 9,292 | | | 10,533 |
| 負債合計 | | 82,316 | | | 102,740 |
| (純資産の部) | | | | | |
| 株主資本 | | | | | |
| 資本金 | | | 594,300 | | 594,300 |
| 資本剰余金 | | | | | |
| 資本準備金 | | 354,300 | | 354,300 | |
| その他資本剰余金 | | 1,465 | | 1,465 | |
| 資本剰余金合計 | | | 355,765 | | 355,765 |
| 利益剰余金 | | | | | |
| その他利益剰余金 | | | | | |
| 繰越利益剰余金 | | 886,471 | | 874,885 | |
| 利益剰余金合計 | | | 886,471 | | 874,885 |
| 株主資本合計 | | | 63,594 | | 75,180 |
| 純資産合計 | | 63,594 | | | 75,180 |
| 負債純資産合計 | | 145,910 | | | 177,921 |

(2) 【損益計算書】

| | | 前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日) | | 当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日) | |
|----------|----------|--|---------|--|---------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(千円) | | 金額(千円) | |
| 営業収益 | | | | | |
| 委託者報酬 | | 7,527 | | 31,813 | |
| その他営業収益 | | 32,100 | | 78,816 | |
| 営業収益計 | | | 39,627 | | 110,630 |
| 営業費用 | | | | | |
| 支払手数料 | 1 | 40,776 | | 102,595 | |
| 広告宣伝費 | | 107,073 | | 272,257 | |
| 受益証券発行費 | | 534 | | 598 | |
| 調査費 | | | | | |
| 調査費 | | 11,701 | | 23,446 | |
| 委託調査費 | | 1,451 | | 1,477 | |
| 委託計算費 | | 42,491 | | 43,327 | |
| 営業雑経費 | | | | | |
| 通信費 | | 25,587 | | 46,092 | |
| 協会費 | | 633 | | 749 | |
| 諸会費 | | 563 | | 499 | |
| 減価償却費 | | 9,826 | | 10,168 | |
| その他営業雑経費 | | 10,855 | | 11,214 | |
| 営業費用計 | | | 251,494 | | 512,427 |
| 一般管理費 | | | | | |
| 給料 | | | | | |
| 役員報酬 | | 18,180 | | 18,240 | |
| 給料・手当 | | 88,402 | | 104,439 | |
| 賞与 | | 3,635 | | 5,119 | |
| 賞与引当金繰入額 | | 4,263 | | 6,319 | |
| 交際費 | | 416 | | 274 | |
| 旅費交通費 | | 1,608 | | 1,652 | |
| 租税公課 | | 4,585 | | 5,161 | |
| 不動産賃借料 | | 16,116 | | 17,011 | |
| 諸経費 | | 53,039 | | 63,664 | |
| 一般管理費計 | | | 190,247 | | 221,881 |
| 営業損失() | | | 402,114 | | 623,678 |

| | | 前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日) | | 当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日) | |
|------------------|----------|---|---------|---|---------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(千円) | | 金額(千円) | |
| 営業外収益 | | 0 | | 0 | |
| 受取利息 | | 55 | | 66 | |
| 雑益 | | | 55 | | 66 |
| 営業外収益計 | | | | | |
| 営業外費用 | | 146 | | 146 | |
| 支払利息 | | | 146 | | 146 |
| 営業外費用計 | | | | | |
| 経常損失() | | | 402,206 | | 623,759 |
| 特別利益 | | | | | |
| 受贈益 | 1 | 400,000 | | 665,000 | |
| 特別利益計 | | | 400,000 | | 665,000 |
| 特別損失 | | | | | |
| 減損損失 | 2 | 288 | | 29,450 | |
| 特別損失計 | | | 288 | | 29,450 |
| 税引前当期純利益又は純損失() | | | 2,494 | | 11,790 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 290 | | 290 |
| 法人税等調整額 | | | 85 | | 85 |
| 当期純利益又は純損失() | | | 2,698 | | 11,586 |

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

| 資本金 | 株主資本 | | | 資本剰余金 合計 |
|-------------|---------|--------------|-------|-------------|
| | 資本準備金 | その他資本 剰余金 | | |
| | | | | |
| 当期首残高 | 594,300 | 354,300 | 1,465 | 355,765 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 当期純損失() | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | - | - | - | - |
| 当期末残高 | 594,300 | 354,300 | 1,465 | 355,765 |

| | 株主資本 | | 株主資本合計 | 純資産合計 |
|-------------|---------|---------------------|--------|--------|
| | 利益剰余金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | | |
| | | 合計 | | |
| 当期首残高 | 883,773 | 883,773 | 66,292 | 66,292 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 当期純損失() | 2,698 | 2,698 | 2,698 | 2,698 |
| 事業年度中の変動額合計 | 2,698 | 2,698 | 2,698 | 2,698 |
| 当期末残高 | 886,471 | 886,471 | 63,594 | 63,594 |

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

| 資本金 | 株主資本 | | | 資本剰余金 合計 |
|-------------|---------|--------------|-------|-------------|
| | 資本準備金 | その他資本 剰余金 | | |
| | | | | |
| 当期首残高 | 594,300 | 354,300 | 1,465 | 355,765 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | - | - | - | - |
| 当期末残高 | 594,300 | 354,300 | 1,465 | 355,765 |

| | 株主資本 | | 株主資本合計 | 純資産合計 |
|-------------|---------|---------------------|--------|--------|
| | 利益剰余金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | | |
| | | 合計 | | |
| 当期首残高 | 886,471 | 886,471 | 63,594 | 63,594 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 当期純利益 | 11,586 | 11,586 | 11,586 | 11,586 |
| 事業年度中の変動額合計 | 11,586 | 11,586 | 11,586 | 11,586 |
| 当期末残高 | 874,885 | 874,885 | 75,180 | 75,180 |

注記事項

（重要な会計方針）

| 項目 | 当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日) |
|-----------------------------|--|
| 1 . 固定資産の減価償却の方法 | <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりです。</p> <p>建物 8～15年 工具、器具及び備品 4～10年</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な償却年数は次のとおりです。</p> <p>ソフトウェア 5年</p> <p>(3) リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> |
| 2 . 引当金の計上基準 | <p>(1) 賞与引当金</p> <p>従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> |
| 3 . その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 |

(未適用基準注記)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2020年3月31日）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による影響は、評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下、「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による影響は、評価中であります。

3. 会計上の見積りの開示に関する会計基準

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

(表示方法の変更)

貸借対照表

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「預け金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」のその他に表示していた8,858千円は、「預け金」4,595千円、「その他」4,262千円として組み替えております。

損益計算書

前事業年度において、「一般管理費」の「交際費」に含めていたユーザーへのプレゼント費用は、取引実態をより適切に表示するために、当事業年度より「営業費用」の「広告宣伝費」に加算掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「一般管理費」の「交際費」に表示していた4,349千円は、「交際費」416千円、「営業費用」の「広告宣伝費」に3,932千円加算として組み替えております。

(貸借対照表関係)

(単位:千円)

| 前事業年度 (2019年3月31日) | 当事業年度 (2020年3月31日) |
|---|---|
| 1 関係会社項目 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。 | 1 関係会社項目 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。 |
| 立替金 5,074 | 立替金 226 |
| 流動資産・その他 1,158 | その他未払金 4,976 |
| その他未払金 22,003 | |

(損益計算書関係)

(単位:千円)

| 前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | 当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-------|----|----|---------|----|-------|----------|-----------|-------|-----------|-------|-------|-----------|--------|---|
| <p>1 関係会社項目</p> <p>関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p>親会社へのシステム利用料 18,077 親会社からの受贈益 400,000</p> | <p>1 関係会社項目</p> <p>関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p>親会社へのシステム利用料 28,699 親会社からの受贈益 665,000</p> <p>2 減損損失</p> <p>当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オフィス設備等</td> <td>建物</td> <td>東京都港区</td> </tr> <tr> <td>PC、通信機器等</td> <td>工具、器具及び備品</td> <td>東京都港区</td> </tr> <tr> <td>サーバー、ルーター</td> <td>リース資産</td> <td>東京都港区</td> </tr> <tr> <td>投信計理システム等</td> <td>ソフトウェア</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記資産については収益性の低下により投資額の回収が見込めないため、減損損失を認識するものであります。</p> <p>その内訳は、建物8,729千円、工具、器具及び備品516千円、リース資産1,489千円、ソフトウェア18,715千円であります。</p> <p>原則として単一の事業であるため、全体の事業用資産を単一の資産としてグルーピングしております。</p> <p>なお、事業用資産については、回収可能価額を使用価値により測定しておりますが、回収可能性が認められないため、その帳簿価額を零まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。</p> | 用途 | 種類 | 場所 | オフィス設備等 | 建物 | 東京都港区 | PC、通信機器等 | 工具、器具及び備品 | 東京都港区 | サーバー、ルーター | リース資産 | 東京都港区 | 投信計理システム等 | ソフトウェア | - |
| 用途 | 種類 | 場所 | | | | | | | | | | | | | | |
| オフィス設備等 | 建物 | 東京都港区 | | | | | | | | | | | | | | |
| PC、通信機器等 | 工具、器具及び備品 | 東京都港区 | | | | | | | | | | | | | | |
| サーバー、ルーター | リース資産 | 東京都港区 | | | | | | | | | | | | | | |
| 投信計理システム等 | ソフトウェア | - | | | | | | | | | | | | | | |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|-------|---------|----|----|--------|
| 普通株式 | 23,372 | | | 23,372 |

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|-------|---------|----|----|--------|
| 普通株式 | 23,372 | | | 23,372 |

（リース取引関係）

1. ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産 データセンター内に設置したサーバーおよびネットワーク機器であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「1. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引（借主側）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。事業計画に照らして、必要な資金を調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定して行っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

顧客資産を分別管理するための直販顧客分別金信託は、信託銀行において分別保全されており、「信託法」その他関係法令等により規制されているためリスクは極めて軽微であります。証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。営業債権である未収収益、立替金、預け金については、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である預り金、未払手数料、その他未払金、未払費用は、1年以内の支払期日であります。リース債務の償還日は2022年3月であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2019年3月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）をご参照下さい）。

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---------------|----------|--------|----|
| (1) 現金及び預金 | 34,023 | 34,023 | |
| (2) 直販顧客分別金信託 | 2,052 | 2,052 | |
| (3) 未収委託者報酬 | 5,572 | 5,572 | |
| (4) 未収収益 | 2,193 | 2,193 | |
| (5) 立替金 | 5,074 | 5,074 | |
| (6) 預け金 | 4,595 | 4,595 | |
| 資産計 | 53,511 | 53,511 | |
| (1) 預り金 | 6,750 | 6,750 | |
| (2) 未払手数料 | 2,892 | 2,892 | |
| (3) その他未払金 | 53,624 | 53,624 | |
| (4) 未払費用 | 1,901 | 1,901 | |
| (5) リース債務 | 2,413 | 2,455 | 42 |
| 負債計 | 67,582 | 67,624 | 42 |

当事業年度（2020年3月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）をご参照下さい）。

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---------------|----------|---------|----|
| (1) 現金及び預金 | 57,758 | 57,758 | |
| (2) 直販顧客分別金信託 | 3,950 | 3,950 | |
| (3) 未収委託者報酬 | 15,849 | 15,849 | |
| (4) 未収収益 | 2,498 | 2,498 | |
| (5) 立替金 | 1,776 | 1,776 | |
| (6) 預け金 | 21,364 | 21,364 | |
| 資産計 | 103,197 | 103,197 | |
| (1) 預り金 | 9,370 | 9,370 | |
| (2) 未払手数料 | 7,931 | 7,931 | |
| (3) その他未払金 | 63,006 | 63,006 | |
| (4) 未払費用 | 1,740 | 1,740 | |
| (5) リース債務 | 1,608 | 1,697 | 88 |
| 負債計 | 83,658 | 83,746 | 88 |

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

（1）現金及び預金（2）直販顧客分別金信託（3）未収委託者報酬（4）未収収益（5）立替金（6）預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

（1）預り金（2）未払手数料（3）その他未払金（4）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) リース債務

時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2019年3月31日) | 当事業年度 (2020年3月31日) |
|-------|-----------------------|-----------------------|
| 敷金 | 27,290 | 27,290 |
| 差入保証金 | 1,250 | 1,250 |

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2019年3月31日)

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|-----------|--------|---------|----------|------|
| 現金及び預金 | 34,023 | | | |
| 直販顧客分別金信託 | 2,052 | | | |
| 未収委託者報酬 | 5,572 | | | |
| 未収収益 | 2,193 | | | |
| 立替金 | 5,074 | | | |
| 預け金 | 4,595 | | | |
| 合計 | 53,511 | | | |

当事業年度 (2020年3月31日)

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|-----------|---------|---------|----------|------|
| 現金及び預金 | 57,758 | | | |
| 直販顧客分別金信託 | 3,950 | | | |
| 未収委託者報酬 | 15,849 | | | |
| 未収収益 | 2,498 | | | |
| 立替金 | 1,776 | | | |
| 預け金 | 21,364 | | | |
| 合計 | 103,197 | | | |

(注4)リース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度 (2019年3月31日)

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|-------|------|---------|----------|------|
| リース債務 | 804 | 1,608 | | |
| 合計 | 804 | 1,608 | | |

当事業年度 (2020年3月31日)

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|-------|------|---------|----------|------|
| リース債務 | 804 | 804 | | |
| 合計 | 804 | 804 | | |

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度（退職一時金制度）を採用しております。退職一時金制度（内部積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、自己都合退職金要支給額を基に計算した簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した退職給付引当金の期首残高と期末残高

(単位：千円)

| 前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | 当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) |
|--|--|
| 退職給付引当金の期首残高 1,460 | 退職給付引当金の期首残高 2,409 |
| 退職給付の支払額 | 退職給付の支払額 |
| 退職給付費用 949 | 退職給付費用 2,131 |
| 退職給付引当金の期末残高 2,409 | 退職給付引当金の期末残高 4,540 |

3. 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 949千円 当事業年度 2,131千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2019年3月31日) | 当事業年度 (2020年3月31日) |
|------------------------|-----------------------|-----------------------|
| (繰延税金資産) | | |
| 繰越欠損金(注)2 | 325,802 | 491,935 |
| 未払事業税 | 763 | 840 |
| 賞与引当金 | 1,306 | 1,934 |
| 資産除去債務 | 1,278 | 1,278 |
| 退職給付引当金 | 737 | 1,390 |
| 減損損失 | | 9,017 |
| その他 | 42 | 28 |
| 繰延税金資産 小計 | 329,931 | 506,425 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2 | 325,802 | 491,935 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | 4,129 | 14,489 |
| 評価性引当額 小計(注)1 | 329,931 | 506,425 |
| 繰延税金資産 合計 | | |

(繰延税金負債)

| | | |
|-----------------|-------|-------|
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 1,099 | 1,014 |
| 繰延税金負債合計 | 1,099 | 1,014 |
| 繰延税金負債の純額 | 1,099 | 1,014 |

(注)1 繰延税金資産から控除された額（評価性引当額）に重要な変動が生じております。当該変動の主な要因は、税務上の繰越欠損金の増加によるものです。

(注)2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (2019年3月31日)

(単位:千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 | 合計 |
|-------------------|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|---------|
| 税務上の繰越 欠損金 () | 14,373 | 5,377 | | | 49,383 | 256,668 | 325,802 |
| 評価性引当額 | 14,373 | 5,377 | | | 49,383 | 256,668 | 325,802 |
| 繰延税金資産 | | | | | | | |

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度 (2020年3月31日)

(単位:千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 | 合計 |
|-------------------|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|---------|
| 税務上の繰越 欠損金 () | 5,377 | | | 49,383 | 12,940 | 424,234 | 491,935 |
| 評価性引当額 | 5,377 | | | 49,383 | 12,940 | 424,234 | 491,935 |
| 繰延税金資産 | | | | | | | |

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前事業年度 (2019年3月31日) | 当事業年度 (2020年3月31日) |
|--------------------|-----------------------|-----------------------|
| 法定実効税率 | | 30.6% |
| (調整) | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | | 76.8% |
| 受贈益の益金不算入 | | 1,727.0% |
| 住民税均等割 | | 2.5% |
| 繰越欠損金の期限切れ | | 121.9% |
| 評価性引当額の増減額 | | 1,496.9% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | | 1.7% |

(注) 前事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

1. 当該資産除去債務の概要

本社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

ビル指定業者に依頼した原状回復工事に係る見積りに基づいて計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位:千円)

| 期首残高 | 増加 | 減少 | 期末残高 |
|-------|----|----|-------|
| 4,175 | | | 4,175 |

(セグメント情報等)

<セグメント情報>

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社は資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社は資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

<関連情報>

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位：千円)

| | トラノコ サービス | 投信委託者 報酬 | その他 | 合計 |
|---------------|--------------|-------------|--------|--------|
| 外部顧客から の収益 | 21,363 | 7,527 | 10,736 | 39,627 |

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

| | 日本 | 香港 | 合計 |
|------|--------|--------|--------|
| 営業収益 | 28,890 | 10,736 | 39,627 |

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| | |
|-----------|---|
| 顧客の名称又は氏名 | Global Student Accommodation Limited Company |
| 営業収益 | 10,736 |

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位：千円)

| | トラノコ サービス | 投信委託者 報酬 | その他 | 合計 |
|-----------|--------------|-------------|--------|---------|
| 外部顧客からの収益 | 68,016 | 31,813 | 10,800 | 110,630 |

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

| | 日本 | 香港 | 合計 |
|------|--------|--------|---------|
| 営業収益 | 99,830 | 10,800 | 110,630 |

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

| | |
|-----------|-------------------|
| 顧客の名称又は氏名 | GSA学生寮ファンド (投資信託) |
| 営業収益 | 12,898 |

<報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報>

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社は資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社は資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金(千円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|------------------------|-------|-----------|--------|-------------------|---------------------------|------------------------------|-------------------|---------------------------|--------------------------|
| 親会社 | T O R A N O T E C 株式会社 | 東京都港区 | 1,643,968 | フィンテック | 被所有 100% | 資金援助 基幹システム提供 役員の兼任 | 寄付金の受取(注)2 システム利用料の支払(注)3 | 400,000 18,077 | 立替金 流動資産・その他 その他未払金 | 5,074 1,158 22,003 |

取引条件および取引条件の決定方針等

(注)1: 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注)2: 当社の資金計画に基づき、両社協議の上、必要な資金援助を受けております。

(注)3: システム利用料については、両社協議により算定し、決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

T O R A N O T E C 株式会社 (未上場)

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金(千円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|----------------|-------|-----------|--------|-------------------|---|--|-----------------------------|-----------------------|---------------------|
| 親会社 | TORANOTECH株式会社 | 東京都港区 | 1,643,968 | フィンテック | 被所有 100% | 資金援助 基幹システム提供 ポイント加算に関する業務提携 役員の兼任 | 寄付金の受取(注)2 システム利用料の支払(注)3 広告宣伝費の支払(注4) | 665,000 28,699 16,894 | - その他未払金 その他未払金 | - 3,101 1,875 |

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注)1: 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (注)2: 当社の資金計画に基づき、両社協議の上、必要な資金援助を受けております。
- (注)3: システム利用料については、両社協議により算定し、決定しております。
- (注)4: 広告宣伝費については、ポイント付与数により算定し、決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

TORANOTECH株式会社 (未上場)

(1) 株当たり情報

| 前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | | 当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | |
|---|-----------|--|-----------|
| 1株当たり純資産額 | 2,720円95銭 | 1株当たり純資産額 | 3,216円68銭 |
| 1株当たり当期純損失金額 | 115円46銭 | 1株当たり当期純利益金額 | 495円73銭 |
| なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | |

（注）1株当たり当期純利益（又は純損失（ ））金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) | 当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) |
|------------------------------|--|--|
| 当期純利益又は純損失（ ）（千円） | 2,698 | 11,586 |
| 普通株主に帰属しない金額（千円） | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益又は純損失（ ） (千円) | 2,698 | 11,586 |
| 普通株式の期中平均株式数（株） | 23,372 | 23,372 |

(1) 中間貸借対照表

| | | 当中間会計期間 (2020年9月30日) |
|------------|----------|-------------------------|
| 区分 | 注記 番号 | |
| (資産の部) | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | | 50,429 |
| 直販顧客分別金信託 | | 3,127 |
| 未収委託者報酬 | | 16,694 |
| 未収収益 | | 2,486 |
| 前払費用 | | 5,279 |
| 立替金 | | 2,638 |
| 未収消費税等 | 1 | 55,959 |
| 預け金 | | 1,606 |
| その他 | | 7,035 |
| 流動資産合計 | | 145,258 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | | 11,046 |
| 減価償却累計額 | | 2,317 |
| 減損損失累計額 | | 8,729 |
| 工具、器具及び備品 | | 2,973 |
| 減価償却累計額 | | 2,456 |
| 減損損失累計額 | | 516 |
| リース資産 | | 3,724 |
| 減価償却累計額 | | 2,234 |
| 減損損失累計額 | | 1,489 |
| 有形固定資産合計 | | |
| 投資その他の資産 | | |
| 敷金 | | 27,290 |
| 差入保証金 | | 1,250 |
| 投資その他の資産合計 | | 28,540 |
| 固定資産合計 | | 28,540 |
| 資産合計 | | 173,799 |

| | | 当中間会計期間 (2020年9月30日) |
|----------|----------|-------------------------|
| 区分 | 注記 番号 | |
| (負債の部) | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | | 14,616 |
| 未払金 | | |
| 未払手数料 | | 9,468 |
| その他未払金 | | 50,647 |
| 未払費用 | | 2,675 |
| リース債務 | | 804 |
| 未払法人税等 | | 2,639 |
| 賞与引当金 | | 6,306 |
| 流動負債合計 | | 87,158 |
| 固定負債 | | |
| リース債務 | | 402 |
| 繰延税金負債 | | 971 |
| 退職給付引当金 | | 9,812 |
| 資産除去債務 | | 4,175 |
| 固定負債合計 | | 15,361 |
| 負債合計 | | 102,519 |
| (純資産の部) | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | 594,300 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | 354,300 |
| その他資本剰余金 | | 1,465 |
| 資本剰余金計 | | 355,765 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | | 878,785 |
| 利益剰余金計 | | 878,785 |
| 株主資本合計 | | 71,280 |
| 純資産合計 | | 71,280 |
| 負債純資産合計 | | 173,799 |

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

| 区分 | 注記 番号 | 当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日) |
|--------------|----------|--|
| | | |
| 営業収益 | | 101,273 |
| 営業費用 | | 251,759 |
| 一般管理費 | | 118,238 |
| 営業損失() | | 268,724 |
| 営業外収益 | | 0 |
| 営業外費用 | | 73 |
| 経常損失() | | 268,797 |
| 特別利益 | | |
| 受贈益 | 1 | 265,000 |
| 特別利益計 | | 265,000 |
| 税引前中間純損失() | | 3,797 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 145 |
| 法人税等調整額 | | 42 |
| 中間純損失() | | 3,899 |

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位:千円)

| 資本金 | 株主資本 | | | 資本剰余金 合計 | |
|-----------|---------|--------------|-------|-------------|--|
| | 資本準備金 | 資本剰余金 | | | |
| | | その他資本 剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 594,300 | 354,300 | 1,465 | 355,765 | |
| 当中間期変動額 | | | | | |
| 中間純損失() | | | | | |
| 当中間期変動額合計 | - | - | - | - | |
| 当中間期末残高 | 594,300 | 354,300 | 1,465 | 355,765 | |

| | 株主資本 | | | 純資産合計 | |
|-----------|---------------------|-------------|--------|--------|--|
| | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | | |
| | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | |
| 当期首残高 | 874,885 | 874,885 | 75,180 | 75,180 | |
| 当中間期変動額 | | | | | |
| 中間純損失() | 3,899 | 3,899 | 3,899 | 3,899 | |
| 当中間期変動額合計 | 3,899 | 3,899 | 3,899 | 3,899 | |
| 当中間期末残高 | 878,785 | 878,785 | 71,280 | 71,280 | |

注記事項

（重要な会計方針）

| | | | | | | | |
|-------------------------------|---|----|-------|-----------|-------|--------|----|
| 1 . 固定資産の減価償却の方法 | <p>(1)有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりです。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>8～15年</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>4～10年</td> </tr> </table> <p>(2)無形固定資産</p> <p>定額法を採用しております。</p> <p>なお、主な償却年数は次のとおりです。</p> <table> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>5年</td> </tr> </table> <p>(3)リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> | 建物 | 8～15年 | 工具、器具及び備品 | 4～10年 | ソフトウェア | 5年 |
| 建物 | 8～15年 | | | | | | |
| 工具、器具及び備品 | 4～10年 | | | | | | |
| ソフトウェア | 5年 | | | | | | |
| 2 . 引当金の計上基準 | <p>(1)賞与引当金</p> <p>従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2)退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> | | | | | | |
| 3 . その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>消費税等の会計処理</p> <p>税抜方式によっております。</p> | | | | | | |

(中間貸借対照表関係)

| 当中間会計期間 (2020年9月30日) | |
|---|--|
| 1. 消費税等の取り扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未収消費税等」として表示しております。 | |

(中間損益計算書関係)

| 当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日) | |
|---------------------------------------|------------------------------------|
| 1. 受贈益 | 265,000千円 全額が親会社から受領した支援金であります。 |

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当中間会計期間末 |
|---------|---------|----|----|----------|
| 普通株式(株) | 23,372 | - | - | 23,372 |

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

当中間会計期間(2020年9月30日)

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注2)をご参照下さい)。

(単位:千円)

| | 中間貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|---------------|----------------|---------------|----|
| (1) 現金及び預金 | 50,429 | 50,429 | |
| (2) 直販顧客分別金信託 | 3,127 | 3,127 | |
| (3) 未収委託者報酬 | 16,694 | 16,694 | |
| (4) 未収収益 | 2,486 | 2,486 | |
| (5) 立替金 | 2,638 | 2,638 | |
| (6) 預け金 | 1,606 | 1,606 | |
| 資産計 | 76,984 | 76,984 | |
| (1) 預り金 | 14,616 | 14,616 | |
| (2) 未払手数料 | 9,468 | 9,468 | |
| (3) その他未払金 | 50,647 | 50,647 | |
| (4) 未払費用 | 2,675 | 2,675 | |
| (5) リース債務 | 1,206 | 1,284 | 78 |
| 負債計 | 78,614 | 78,691 | |

(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 直販顧客分別金信託 (3) 未収委託者報酬 (4) 未収収益

(5) 立替金 (6) 預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によつております。

負債

(1) 預り金 (2) 未払手数料 (3) その他未払金 (4) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によつております。

(5) リース債務

時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額

(単位：千円)

| 当中間会計期間 (2020年9月30日) | |
|-------------------------|--------|
| 敷金 | 27,290 |
| 差入保証金 | 1,250 |

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

| 期首残高 | 増加 | 減少 | 中間期末残高 |
|-------|----|----|--------|
| 4,175 | | | 4,175 |

(セグメント情報等)

<セグメント情報>

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

当社は資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

<関連情報>

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

| | トラノコ サービス | 投信委託者 報酬 | その他 | 合計 |
|---------------|--------------|-------------|-------|---------|
| 外部顧客 からの収益 | 66,268 | 29,604 | 5,400 | 101,273 |

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| | |
|-----------|-------------------|
| 顧客の名称又は氏名 | GSA学生寮ファンド (投資信託) |
| 営業収益 | 10,666 |

<報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報>
当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）
該当事項はありません。

<報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報>
当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）
該当事項はありません。

<報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報>
当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）
該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額並びに1株当たり中間純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

<1株当たり純資産額>

| 当中間会計期間 (2020年9月30日) | |
|-------------------------|-----------|
| 1株当たり純資産額 | 3,049.82円 |

<1株当たり中間純損失金額>

| 当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日) | |
|---|---------|
| 1株当たり中間純損失金額() | 166.86円 |
| なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | |

（注）1株当たり中間純損失算定上の基礎

| 項目 | 当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日) |
|---------------------|--|
| 中間純損失金額()(千円) | 3,899 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - |
| 普通株式に係る中間純損失()(千円) | 3,899 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 23,372 |

（重要な後発事象）

（親会社における第三者割当増資）

当社の親会社であるT O R A N O T E C 株式会社は、2021年3月18日開催の取締役会及び2021年3月29日開催の株主総会において、第三者割当増資による新株発行を決議し、2021年3月31日に払込を完了しております。なお、当社は親会社からの資金援助を受けております。

| | |
|--------------------|--|
| (1) 発行株式数 | C種優先株式 3,380株 |
| (2) 払込金額 | 1株につき295,799円 |
| (3) 払込金額の総額 | 999,800,620円 |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金 | 資本金：499,900,310円 資本準備金：499,900,310円 |
| (5) 資金使途 | 一般運転資金、財務基盤強化 |

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

| (a) 名称 | (b) 資本金の額 | (c) 事業の内容 |
|-----------|-----------|--|
| 株式会社りそな銀行 | 2,799億円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。 |

2021年4月1日現在

<再信託受託会社の概要>

名称 : 株式会社日本カストディ銀行

資本金の額 : 51,000百万円（2020年9月末日現在）

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

本書提出日現在、該当事項はありません。

当ファンドの委託会社であるTORANOTECH投信投資顧問株式会社は、販売会社としての役割も有しております。なお、今後販売会社が追加される可能性があります。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社（受託者）として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類を関東財務局長に提出しております。

| 書類名 | 提出年月日 |
|---------------|-------------|
| 有価証券届出書 | 2020年6月11日 |
| 有価証券報告書 | 2020年6月11日 |
| 半期報告書 | 2020年12月14日 |
| 有価証券届出書の訂正届出書 | 2020年12月14日 |

独立監査人の監査報告書

2020年7月17日

T O R A N O T E C 投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辰巳 幸久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹内 知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT O R A N O T E C 投信投資顧問株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T O R A N O T E C 投信投資顧問株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け

る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年4月21日

TORANOTEC投信投資顧問株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保 直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているトラノコ・ファンドの2020年3月24日から2021年3月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トラノコ・ファンドの2021年3月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、TORANOTEC投信投資顧問株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日まで入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

TORANOTEC投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年4月9日

T O R A N O T E C 投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辰巳 幸久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT O R A N O T E C 投信投資顧問株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T O R A N O T E C 投信投資顧問株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社の親会社であるT O R A N O T E C 株式会社は、2021年3月18日開催の取締役会及び2021年3月29日開催の株主総会において、第三者割当増資による新株発行を決議し、2021年3月31日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。